

特定技能外国人とともに育つ よりよい職場づくり

特定技能外国人の受入れに必要な
支援に関するガイドブック

介護分野における特定技能外国人の現状

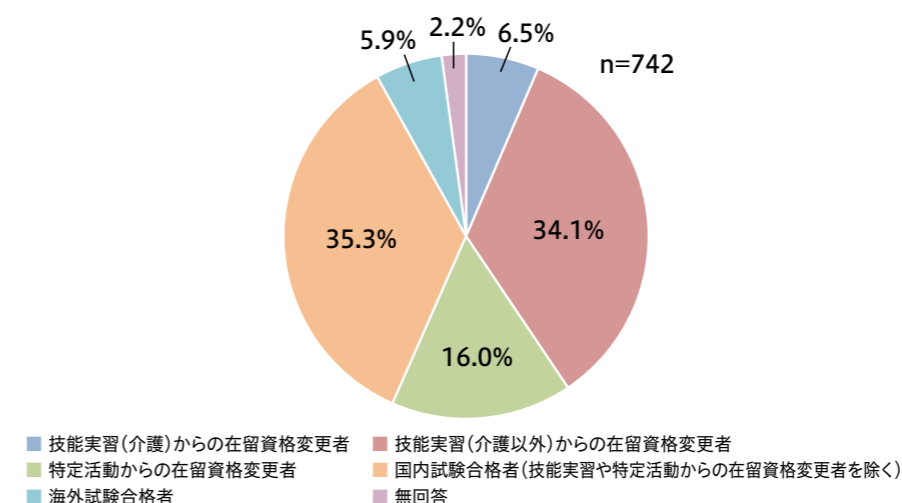
令和3年12月末現在、介護分野における特定技能外国人数は5,155人となっています。出身国・地域はベトナムが約半数を占め(2,730人、53.0%)、年齢は18～29歳が約7割を占めています(3,723人、72.2%)¹

これから特定技能外国人の増加が予想される中、介護分野で就労している特定技能外国人の現状を把握するために実施したアンケート調査²の結果を紹介します。

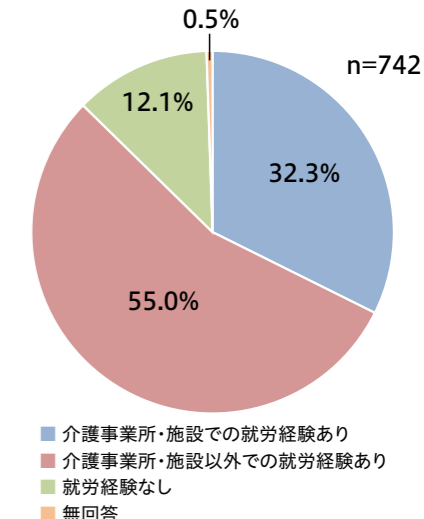
■■■ 留学生などの国内試験合格者、介護以外の分野の技能実習生からの出身者が多い。■■■

在留資格「特定技能」の取得方法には、海外や国内で試験(介護技能評価試験・介護日本語評価試験)を受ける方法と、試験を免除され他の在留資格から変更する方法があります。アンケートでは「国内試験合格者」(技能実習や特定活動からの在留資格変更者を除く、35.3%)、「技能実習(介護以外)からの在留資格変更者」(34.1%)の割合が高くなっています。また、それにともない、日本での就労経験については「介護事業所・施設以外での就労経験あり」(55.0%)の割合が高くなっています。

<在留資格「特定技能」の取得ルート>



<日本での就労経験>



<在留資格「特定技能」の取得方法>



現時点では「技能実習(介護)からの在留資格変更者」の人数は比較的少ないですが、現在受けられている技能実習生の2号修了にあわせて増加する見込みです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で「海外試験合格者」の就労者数がおさえられています。海外には入国待ちの方が多数存在しています。

目次

介護分野における特定技能外国人の現状	P.3
特定技能外国人を受け入れている医療・介護事業者の現状	P.8
登録支援機関の現状	P.13
医療・介護事業者の取組み(①・②)	P.16
登録支援機関の取組み(①・②・③)(登録支援機関同士の連携・地域との連携)	P.20
海外人材紹介企業の取組み	P.26
学校法人の取組み	P.28
特定技能に関する各国別情報	P.30
特定技能外国人に関する情報一覧	P.32
介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究 検討委員会 委員名簿	P.34

はじめに

平成31年4月、深刻化する人手不足に対応するため、在留資格「特定技能」に係る制度が施行されてから3年が経過しました。この間、多くの事業所・施設で特定技能外国人の受入れが進んでいきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により特定技能外国人の受入れが滞り、必ずしもその実態は明らかになっていませんでした。

そのため、今回、介護分野における特定技能外国人の受入れの現状把握を目的として、受入れ法人及び事業所、特定技能外国人本人、登録支援機関等を対象にアンケート調査、ヒアリング調査を実施しました。その結果、介護分野で働く特定技能外国人の意欲あふれる姿が浮き彫りになるとともに、教育やキャリア支援の面などにおける課題も見えてきました。

このガイドブックでは、主な調査結果を分かりやすく紹介することに努めました。皆様の今後の取組みのご参考になれば幸いです。

令和4年3月

令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究」検討委員会

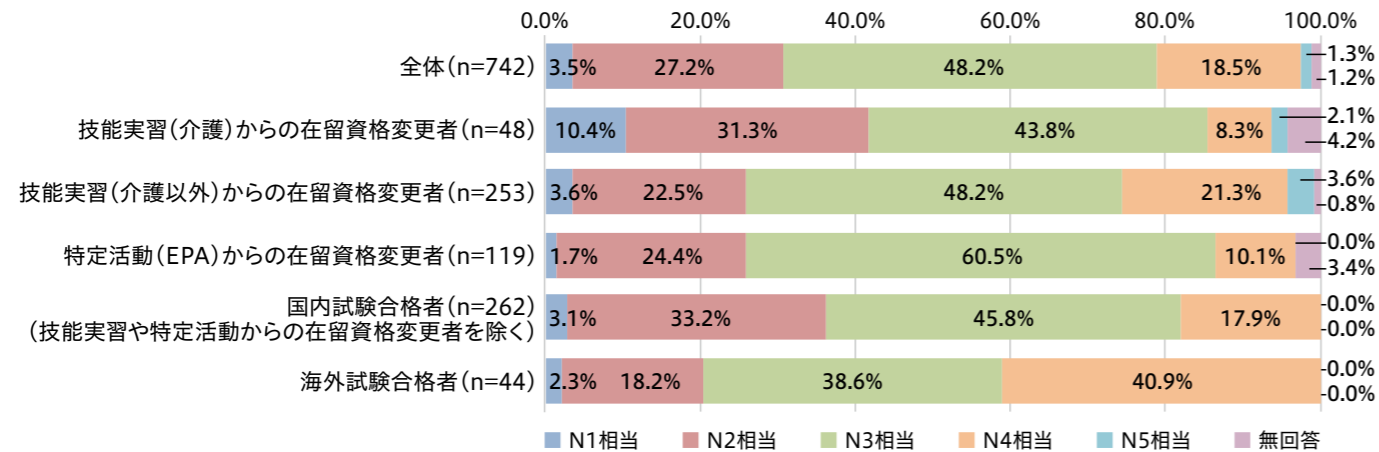
座長 白井孝子

1 出典:出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」(令和3年12月末現在)
 2 国際厚生事業団「介護分野における特定技能外国人の受入れに関するアンケート」令和4年3月。令和3年9月1日時点で「介護分野における特定技能協議会」に入会している669法人998事業所で就労する特定技能外国人を調査対象とした。なお、「介護分野における特定技能協議会」については33ページ参照。

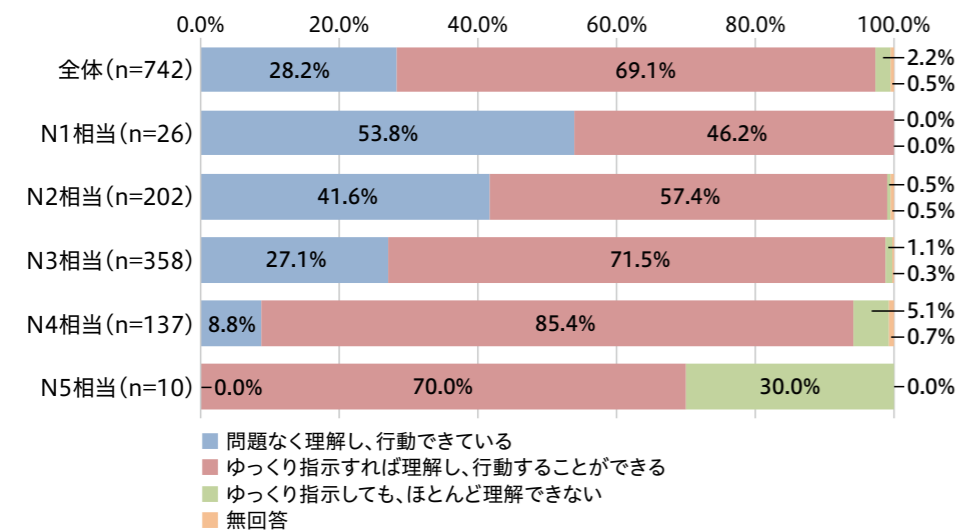
■■■ 日本語能力はN3相当が中心。各職員の特徴にあわせた対応が必要。■■■

介護分野で就労する特定技能外国人の現在の日本語能力は「N3相当」(48.2%)の割合が最も高く、次いで「N2相当」(27.2%)となっています。在留資格「特定技能」の取得方法別にみると、「国内試験合格者」(技能実習や特定活動からの在留資格変更者を除く)の日本語能力がやや高い傾向がみられます。留学生など、ある程度日本での生活に慣れた方が入職していることがうかがえます。

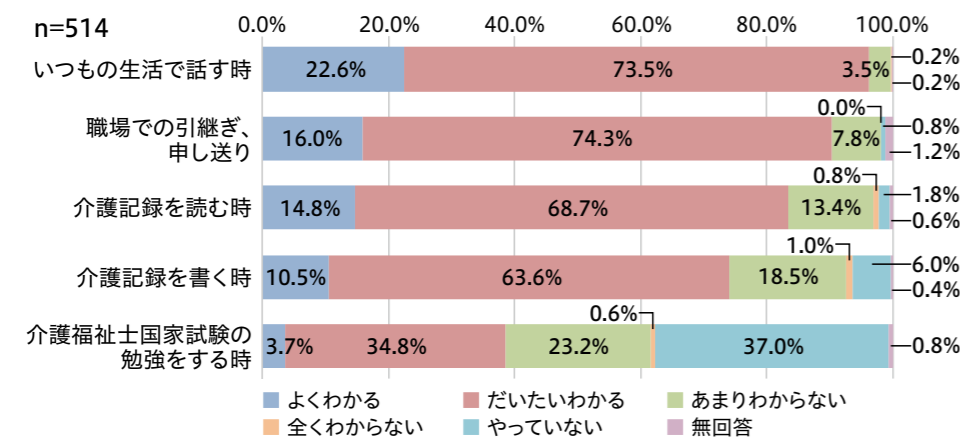
<特定技能外国人の日本語能力>



<引継ぎ・申し送りの理解度の評価>



<場面別 日本語の理解度>



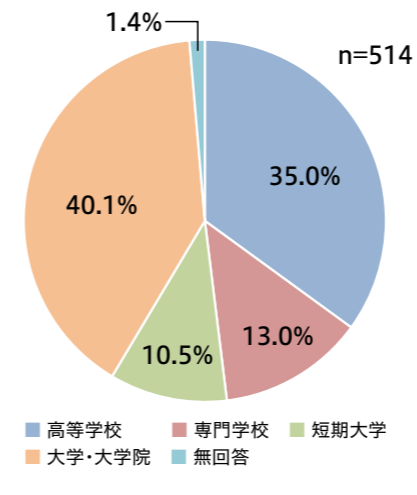
一方、受入れ事業所においての引継ぎ・申し送りの理解度の評価をみると、一般的な日本語能力が高い場合であっても、必ずしも全員が「問題なく理解し、行動できている」とは限りません。日本での在住期間や介護の仕事の経験年数などを踏まえて、その人にあつた対応が必要です。

特定技能外国人本人に場面別の日本語の理解度を尋ねたところ、いつもの生活で話す時に比べて、職場で用いる日本語や介護福祉士国家試験の勉強のための日本語のほうが難しいとの回答が得られています。

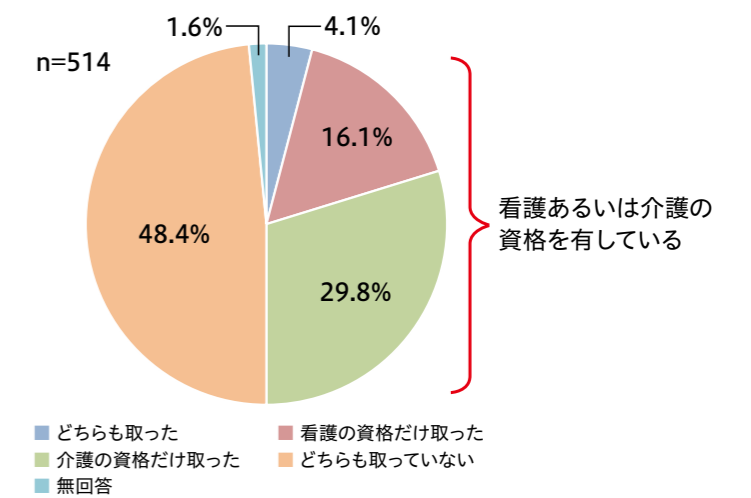
■■■ 大学・大学院卒が多く、看護や介護の有資格者も半数程度。■■■

母国での学歴をみると、「大学・大学院」を出ている方が多く、40.1%となっています。また、ちょうど半数(50.0%)は母国での看護あるいは介護の資格を有しており、専門性の高い人材が集まっています。

<学歴>

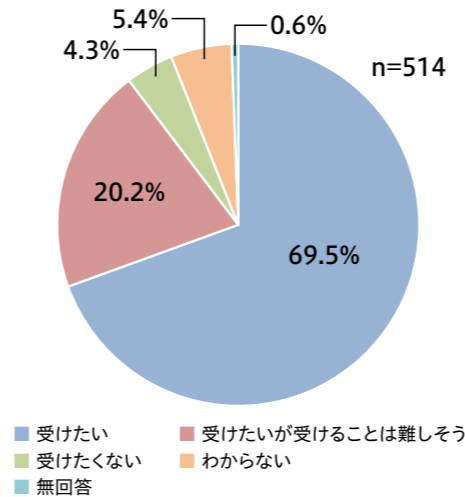


<母国での看護や介護の資格取得状況>



■■■ 介護福祉士国家資格の取得意向が高く、意欲あふれる人材が多い。■■■

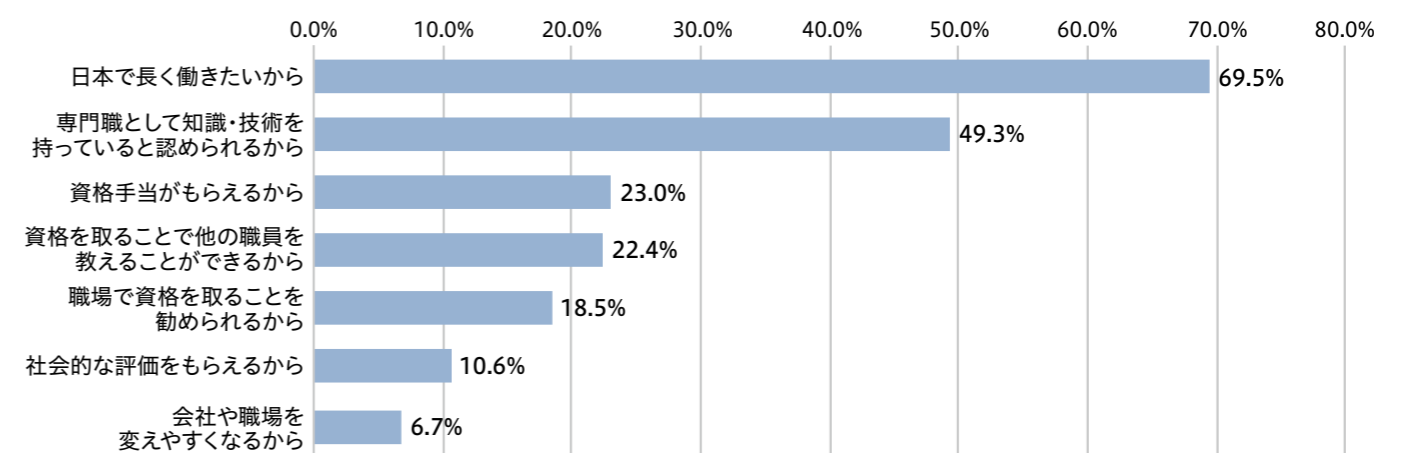
<介護福祉士国家資格の受験希望>



また、現時点での介護福祉士国家資格の取得意向を特定技能外国人本人に尋ねたところ、「受けたい」人が約7割(69.5%)を占め、関心の高さがうかがえます。一方、「受けたいが受けることは難しそう」という人も約2割(20.2%)みられ、サポートが求められています。

受験したい理由は「日本で長くはたらきたいから」(69.5%)、「専門職として知識・技術を持っていると認められるから」(49.3%)の割合が高くなっています。

<介護福祉士国家資格を受験したい理由>

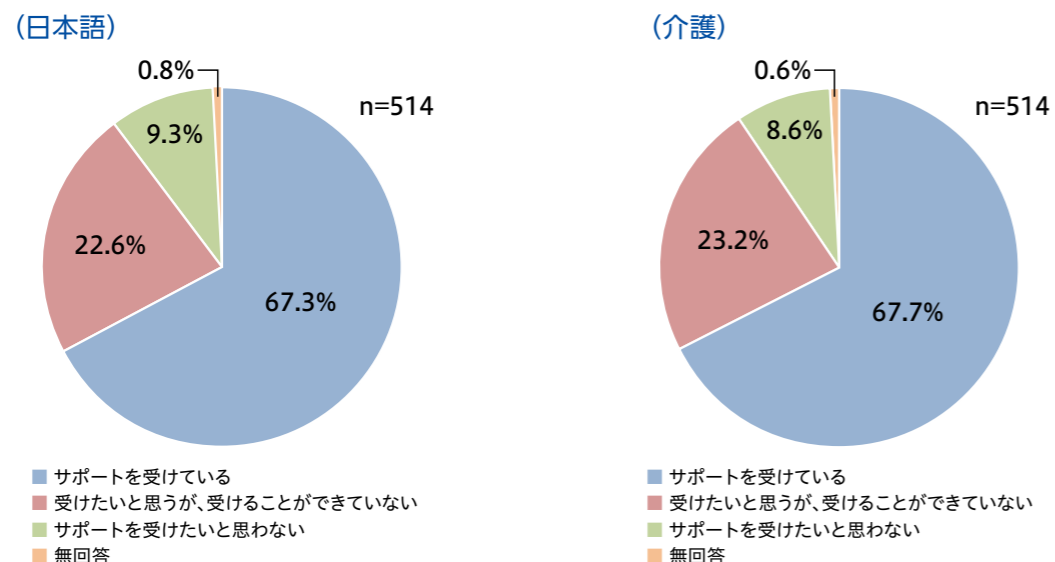


■■■ 日本語や介護の勉強のサポートが、介護の仕事や職場の満足度向上につながる。■■■

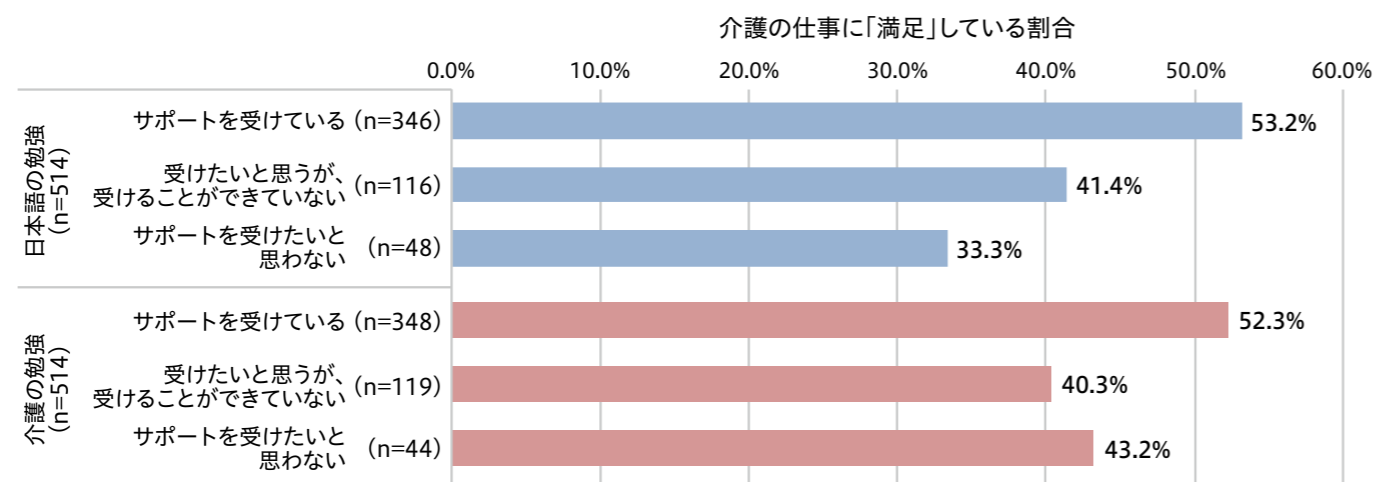
日本語や介護の勉強について、サポートを受けている人と、サポートを受けたいと思うが受けることができていない人がいます。日本語、介護のいずれも7割弱の方がサポートを受けています(日本語67.3%、介護67.7%)。

勉強のサポートと「介護の仕事」への満足度の関係をみると、サポートを受けているほうが満足度が高くなっています。長く介護の仕事をしてもらえるよう、各職場での取組みが求められています。

<日本語や介護の勉強に関するサポートの有無>



<勉強のサポートと「介護の仕事」の満足度の関係>

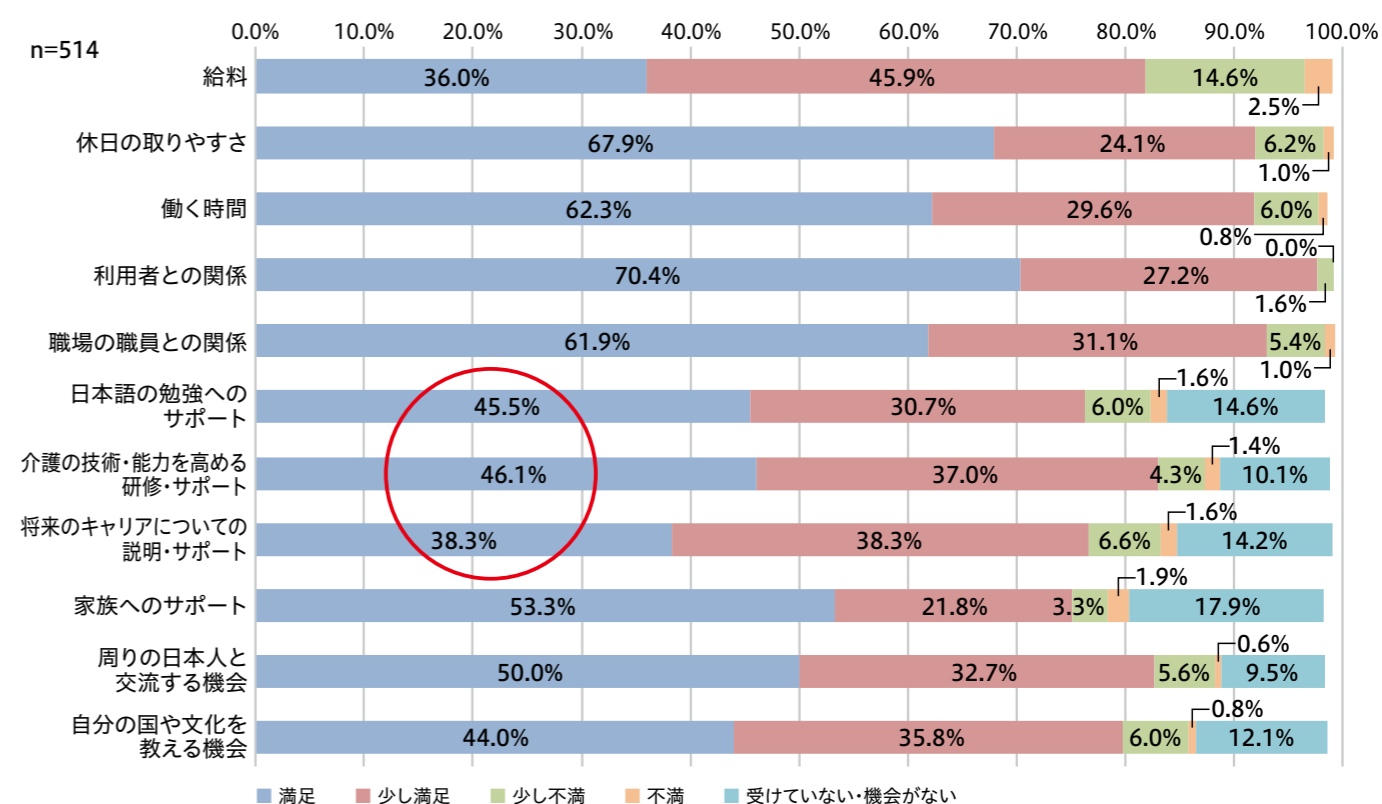


現在の職場の満足度をみると、「給料」の満足度が他の項目と比べて低くなっていますが、介護福祉士国家資格を取得した職員に対する「手当」や「昇給」がある法人が多く(「手当あり」70.3%、「昇給あり」50.3%)、待遇向上の仕組みが設けられています。

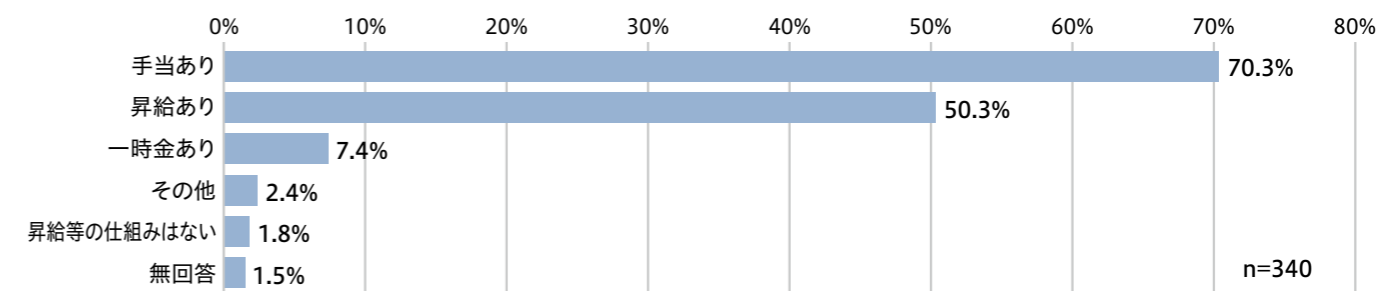
また、「日本語の勉強へのサポート」「介護の技術・能力を高めるサポート」「将来のキャリアについての説明・サポート」の満足度が「給料」に次いで低くなっています。さらに、日本語のサポートを受けている人の「5年後も今働いている職場でそのまま働きたい」割合が高くなっています(71.4%)。

特定技能外国人のニーズを踏まえたキャリア支援が、職場への満足度や定着意向を高めるポイントのひとつであると考えられます。

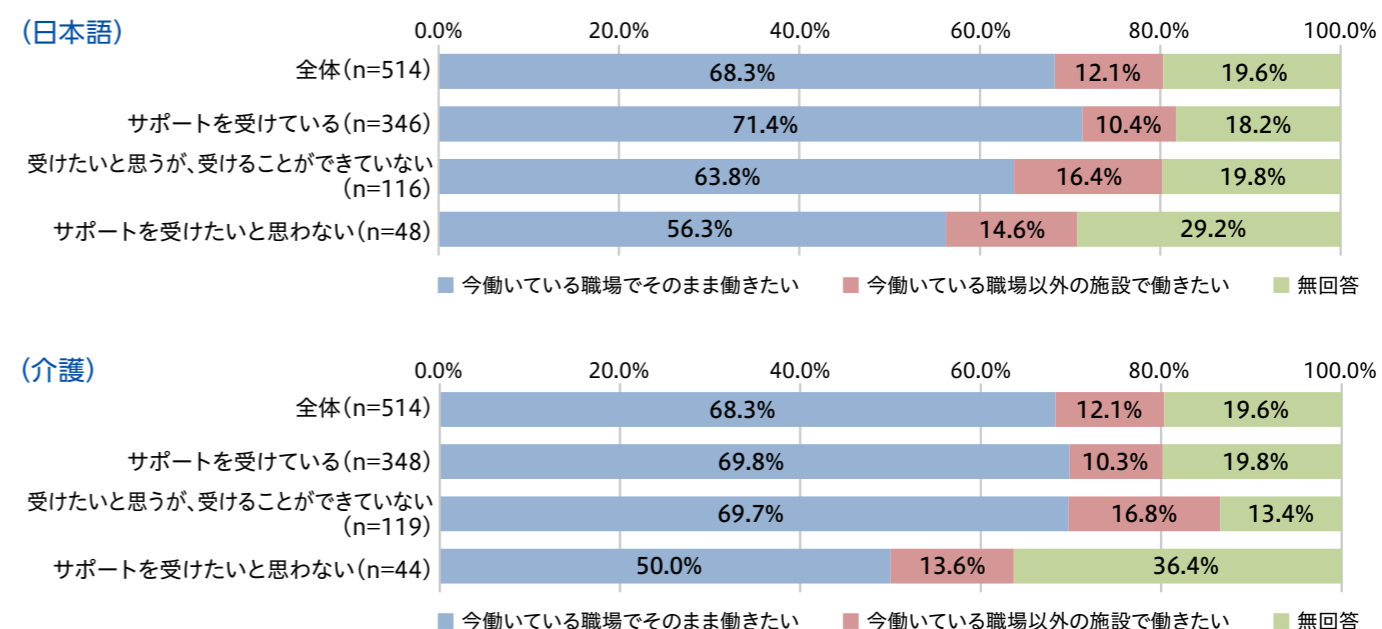
<現在の職場の満足度>



<介護福祉士国家資格を取得した職員に対する昇給等の仕組みの有無>



<日本語や介護に関する勉強のサポートの有無別 今から5年後に働きたい場所>

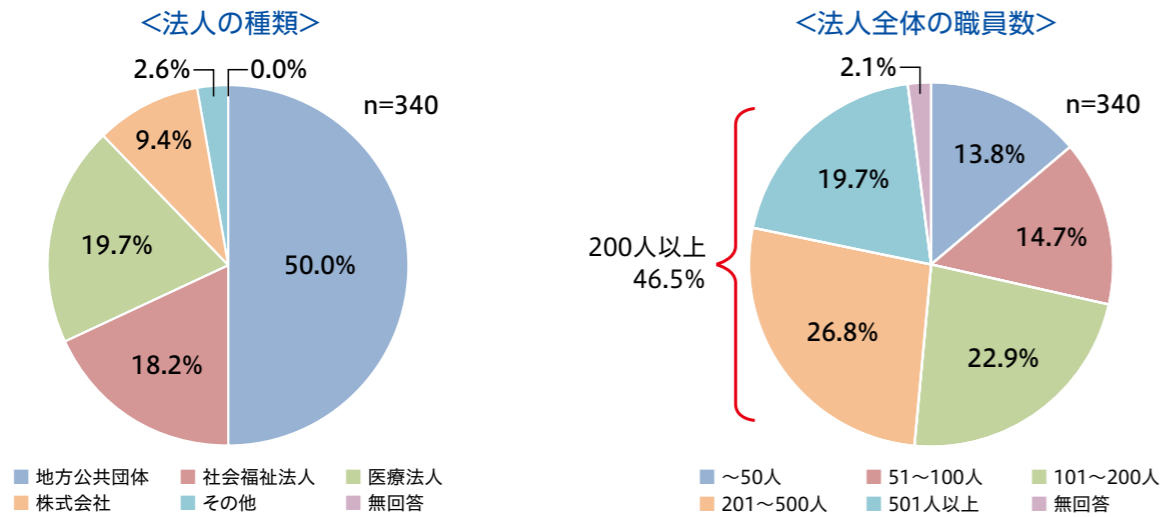


特定技能外国人を受け入れている医療・介護事業者の現状

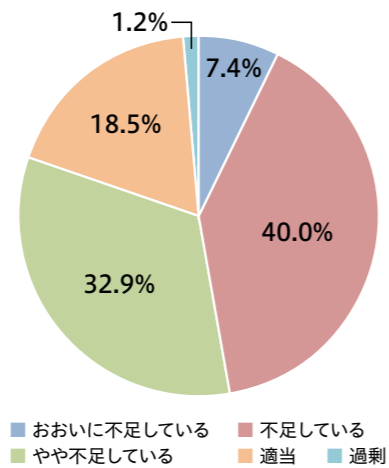
■ ■ ■ 特定技能制度の趣旨や目的に共感して受け入れた法人が多い。 ■ ■ ■

次に、アンケートに回答のあった340法人についてみると、社会福祉法人が半数を占め(50.0%)、職員数は200人以上の法人が半数弱(46.5%)を占めています。また、約8割(80.3%)の法人が介護職員の不足感を感じています。

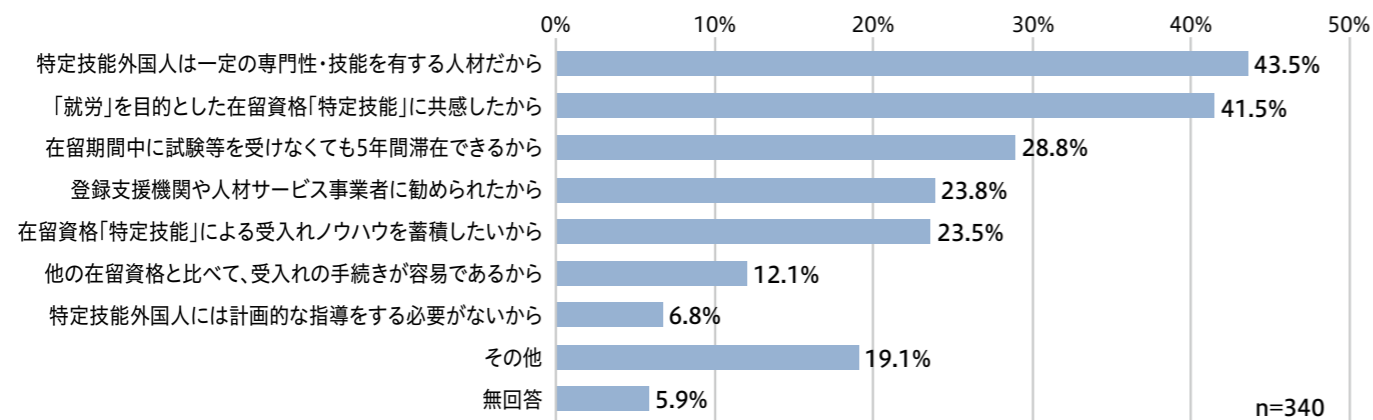
特定技能外国人を受け入れた理由は「特定技能外国人は、介護技能評価試験・介護日本語評価試験に合格した一定の専門性・技能を有する人材だから」(43.5%)、「[就労]を目的とした在留資格[特定技能]に係る趣旨に共感したから」(41.5%)の割合が高く、特定技能制度の趣旨や目的に共感し、受入れを決めた法人が多くなっています。



<介護職員の不足感>



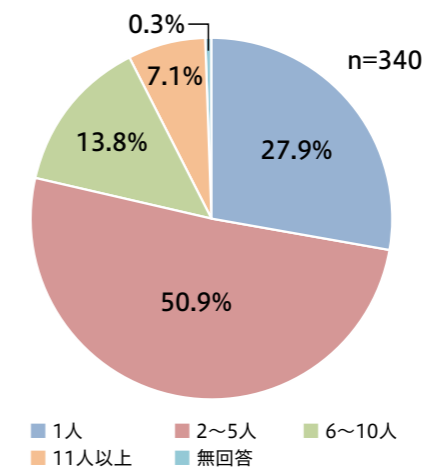
<特定技能外国人を受け入れた理由>



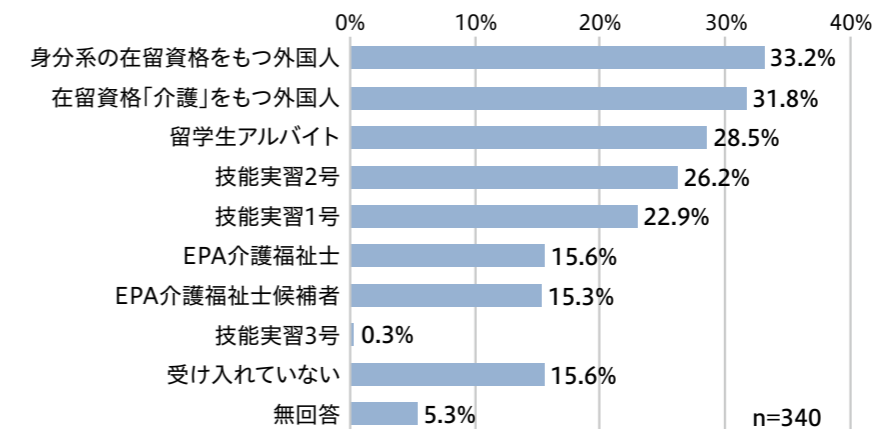
特定技能以外の外国人の受入れについてみると、1法人当たりの人数は「2~5人」の法人が約半数(50.9%)を占めています。

また、特定技能外国人に加えて身分系や「介護」の在留資格、留学生アルバイトなどを受け入れている法人が多く、特定技能外国人のみ受け入れている法人は15.6%にとどまっています。技能実習生を受け入れている125法人ではその多くが特定技能への移行を検討あるいは推奨しています。(「本人の希望次第」70.4%、「特定技能への移行を推奨」60.0%)

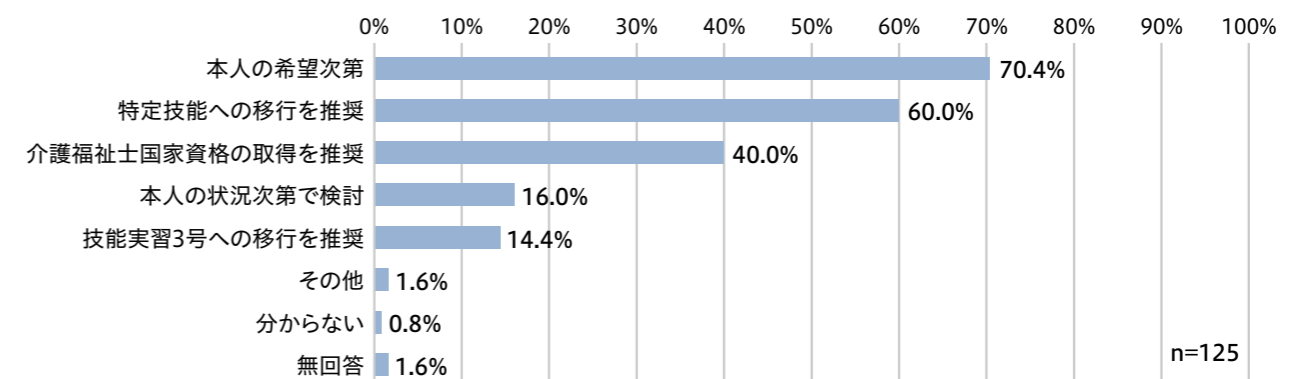
<1法人当たりの特定技能外国人の人数>



<特定技能以外の外国人職員の受入れ>



<技能実習2号修了後の外国人介護職員に対する方針>

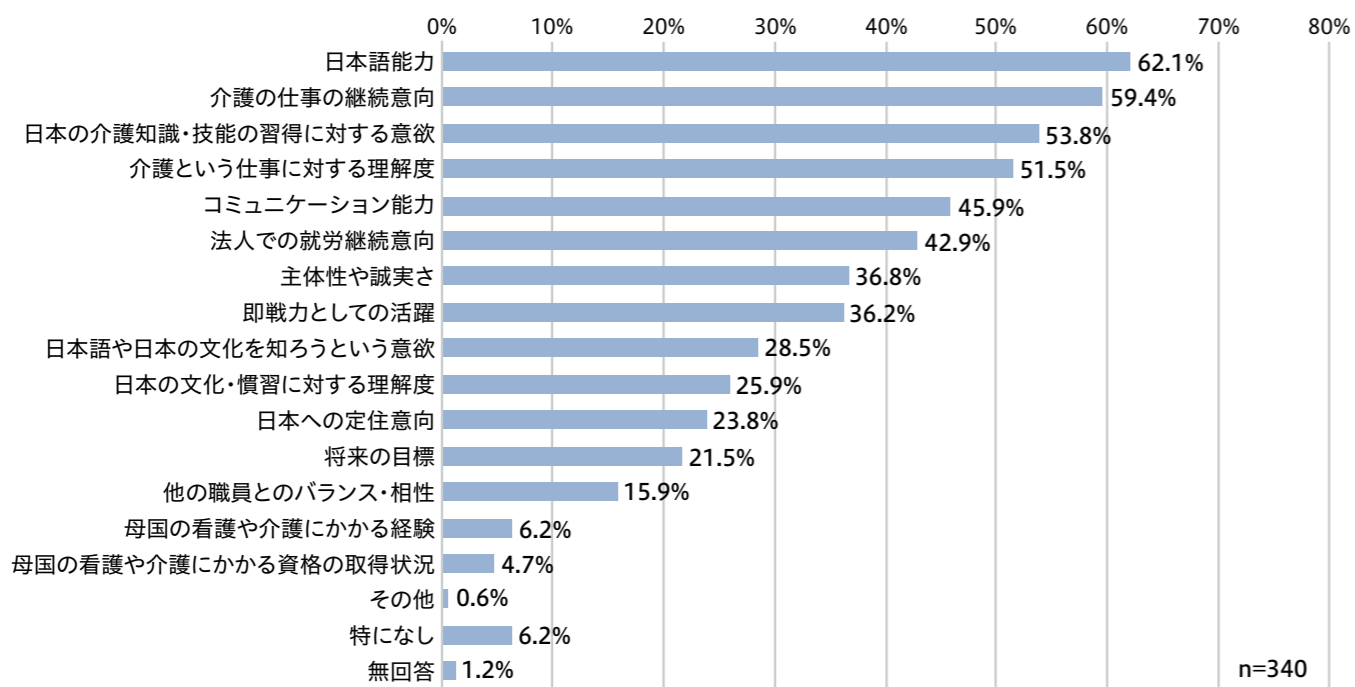


■■■ 日本語能力や介護の仕事の継続意向を重視する傾向が強い。■■■

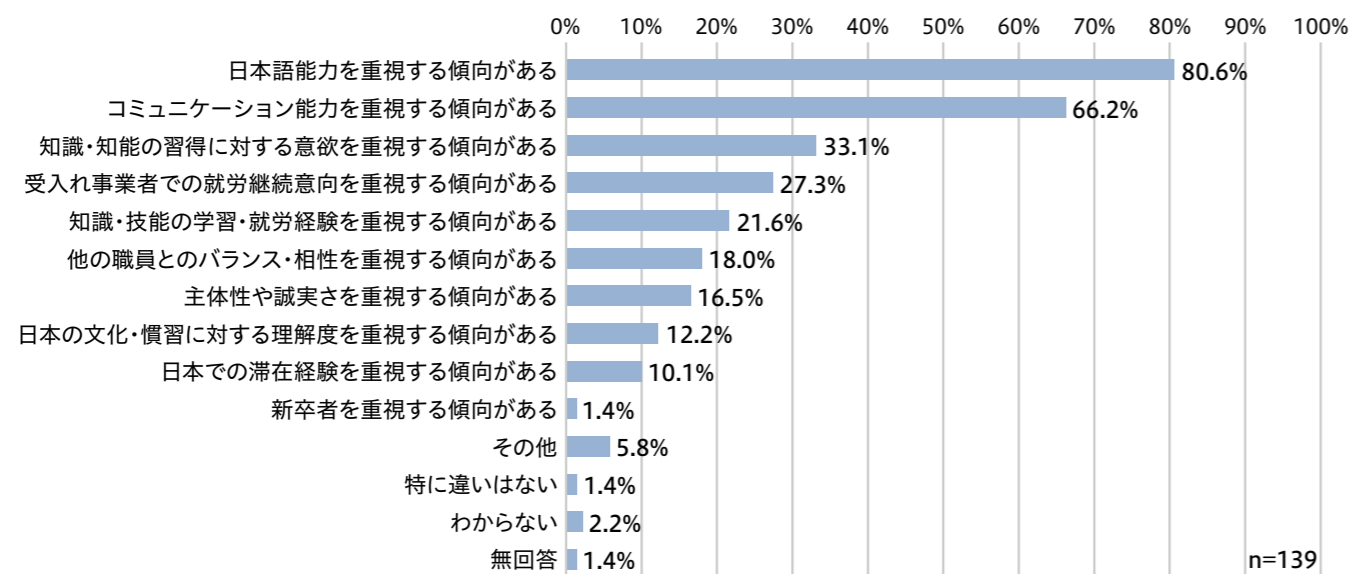
受入れ法人に特定技能外国人の採用基準を尋ねたところ、他の在留資格と比べて「日本語能力」(62.1%)、「介護の仕事の継続意向」(59.4%)を重視する傾向がみられます。登録支援機関に、他の分野と比べた時の介護分野の法人の特徴を尋ねても、「日本語能力を重視する傾向がある」(80.6%)、「コミュニケーション能力を重視する傾向がある」(66.2%)の割合が高くなっています。特定技能外国人が職場に馴染み、長く働いてほしいという法人の思いがうかがえます。

一方、母国での経験や資格の取得状況を挙げる法人は少なく、外国人材のキャリア評価のあり方について今後の検討が必要です。

<他の在留資格と比べて、特定技能外国人の受入れにあたり、重視していること>



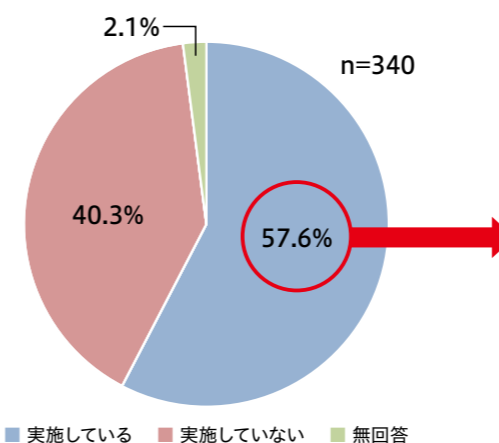
<登録支援機関が考える介護分野の法人の特徴>



■■■ 介護福祉士国家資格取得支援が今後の課題。■■■

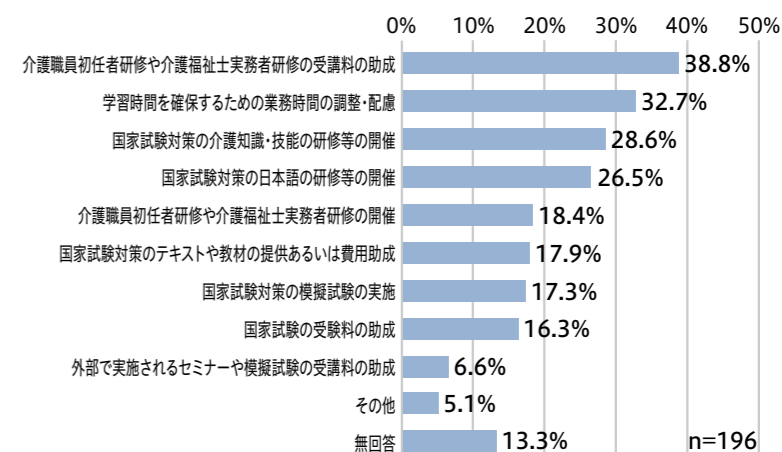
特定技能外国人の介護福祉士国家資格取得に対する意欲の高さは既に述べたとおりですが(5ページ参照)、法人による介護福祉士国家資格取得のための支援は、「実施している」が57.6%、「実施していない」が40.3%となっています。「実施していない」と答えた受入れ法人の中には、まだ特定技能外国人を受け入れて間もないなどの理由で、これから検討する法人も多いと思われるが、支援の体制や内容について早めに検討することが必要です。(法人内での取組みについて16ページ、登録支援機関の活用について18ページ、介護福祉士養成の先進事例について28ページを参照)

<介護福祉士国家資格取得のための支援の有無>



※「実施している」には日本人職員や他の在留資格の外国人職員と一緒にする場合も含む。

<支援の内容>

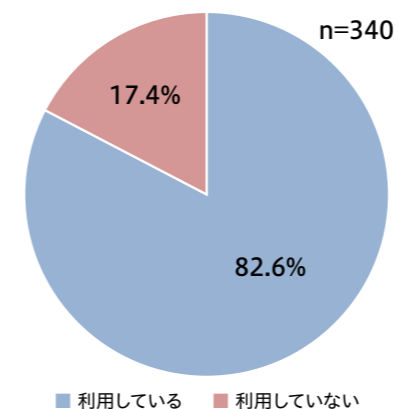


■■■ 登録支援機関を選ぶ際はニーズにあった支援内容と費用のバランスがポイント ■■■

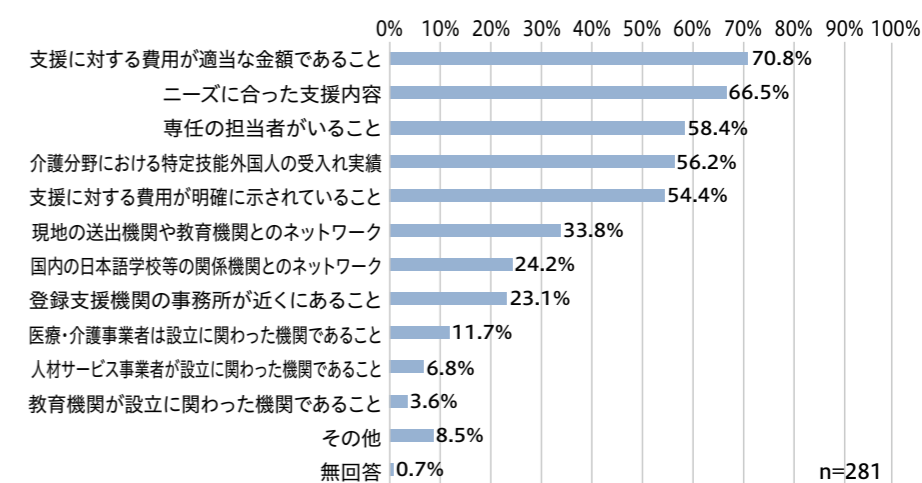
現在のところ、特定技能外国人を受け入れる多くの法人が登録支援機関を利用しています(82.6%)。受入れ法人に登録支援機関を選ぶ際のポイントを尋ねたところ、「支援に対する費用が適当な金額であること」(70.8%)、「ニーズに合った支援内容」(66.5%)などが挙げられています。

登録支援機関によって、また利用する支援内容によって金額は様々ですが、自らの法人のニーズ(できること、できないこと)をしっかりと見極め、検討することが重要です。

<登録支援機関の利用の有無>



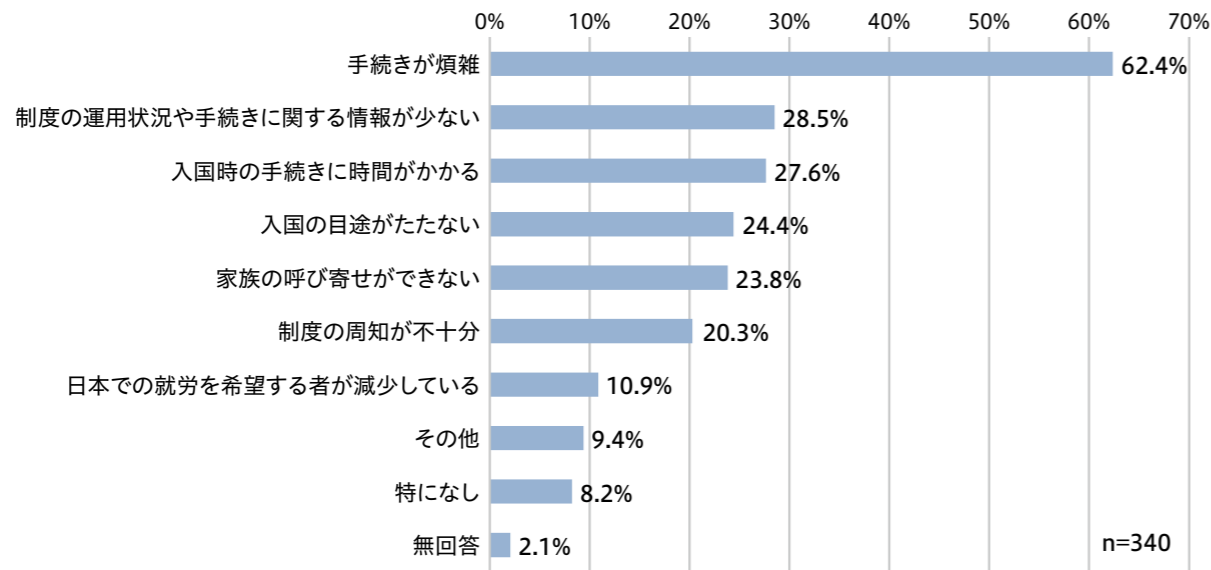
<登録支援機関を選ぶ際のポイント>



■■■ 手続きの煩雑さに悩む法人が多い。■■■

介護分野に限定せず、特定技能制度全体の課題について尋ねたところ、「手続きが煩雑」を挙げる法人が多く(62.4%)、次いで「制度の運用状況や手続きに関する情報が少ない」が28.5%となっています。多くの法人が、特定技能制度に係る事務負担の大きさに悩んでいる様子が見えます。

<特定技能制度全体の課題>

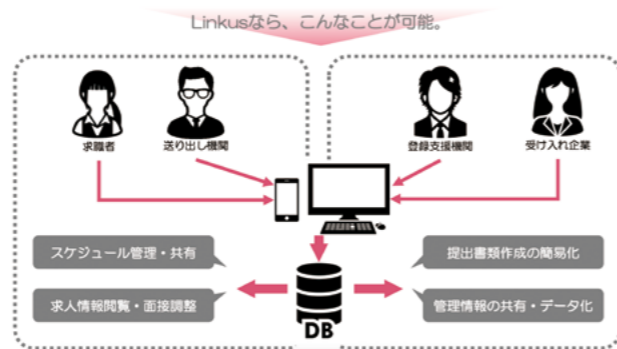


コラム：ICT の活用

特定技能制度の課題について、手続きの煩雑さを挙げる法人が多くなっていますが、最近では、このような課題を解決し、事務の効率化を図るためのITサービスが登場しています。例えば、BEENOS HR Link 株式会社が運営する「Linkus (リンクス)」は、採用から入管申請、面談と報告等の支援業務の進捗状況を一括して管理できる特定技能特化型プラットフォームです。求職者(外国人材)、送出国、登録支援機関、受入れ企業それぞれがアカウントを持ち、PC・タブレット端末・スマホから情報を入力できることが特徴で、書類作成を手書きからパソコン入力に変更するだけのサービスとは大きく異なっています。

現在のところ、登録支援機関での利用が多いサービスですが、もちろん介護事業者自身での利用も可能です。「Linkus (リンクス)」を導入して「事務作業の時間が8割減少した」との声もあるそうです。

事務負担を軽減するため、このようなITサービスを活用するののひとつの方法です。



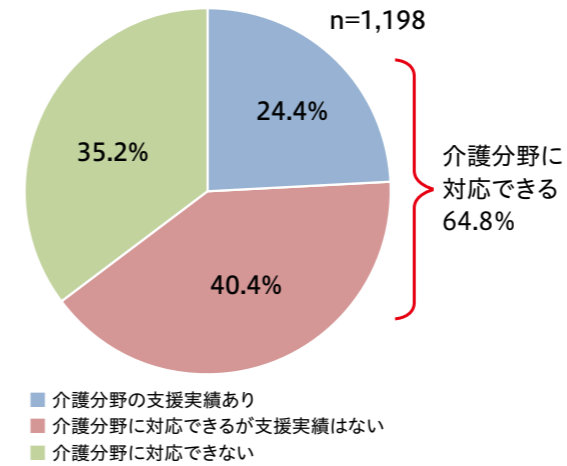
(出所) BEENOS HR Link 株式会社 提供資料

登録支援機関の現状

令和4年2月21日現在、出入国在留管理庁が公開している登録支援機関登録簿に掲載されている登録支援機関は6,899機関となっています。介護分野に係る支援の現状を明らかにするため、①登録支援機関全数を対象とした調査、②介護分野の支援実績がある登録支援機関を対象とした調査と2段階でアンケート³を実施しました。

■■■ 介護分野に対応可能な登録支援機関は約65%、支援実績ありは約24% ■■■

<介護分野の特定技能外国人受入れ対応の可否>



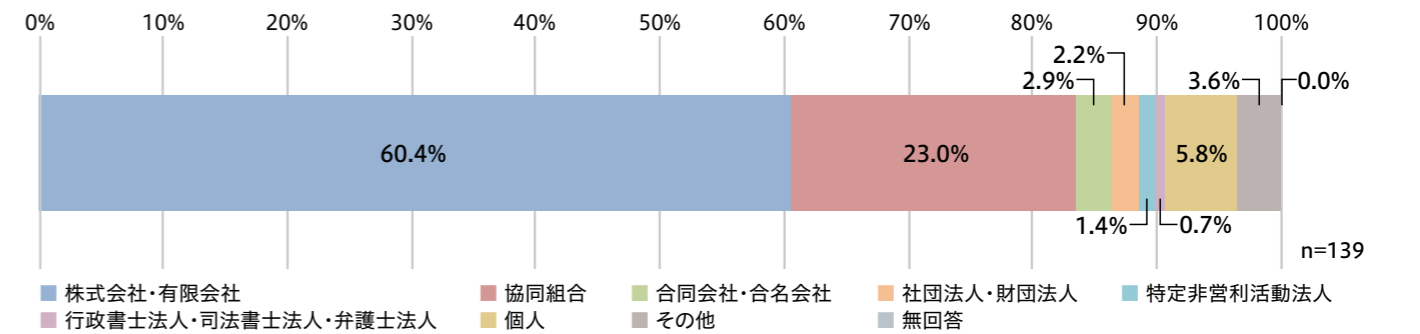
登録支援機関全数を対象とした1次アンケートに回答のあった1,198登録支援機関のうち、介護分野に対応できる登録支援機関は64.8%、実際に介護分野の支援実績がある登録支援機関は24.4%でした。

介護分野に対応する準備はできているものの、まだ受入れ事業者(法人)との支援委託契約締結まで至っていない登録支援機関もみられます。

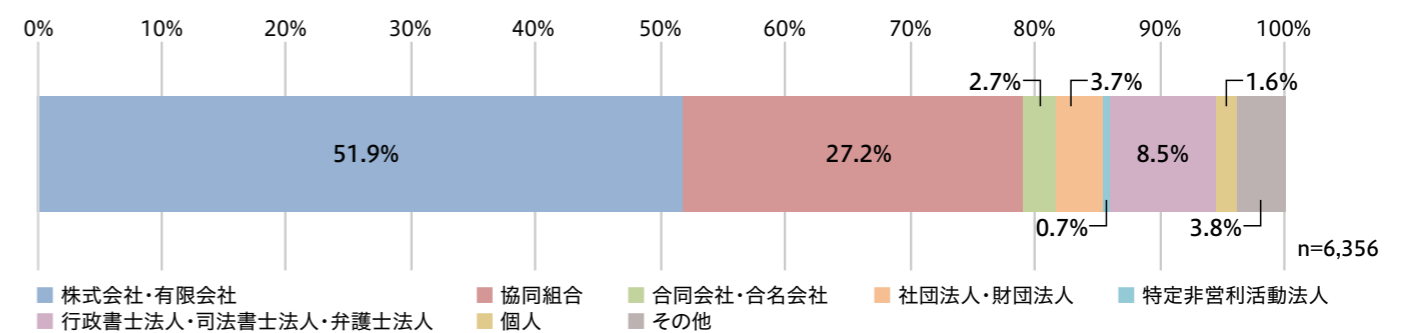
■■■ 介護分野の支援実績がある登録支援機関は、特定技能に特化しているところが多い。■■■

2次アンケートに回答のあった139登録支援機関の法人格は「株式会社・有限会社」が60.4%で、アンケート発送時の登録支援機関全数における割合(6,356件中51.9%)より、やや高くなっています。

<回答のあった登録支援機関の法人格>



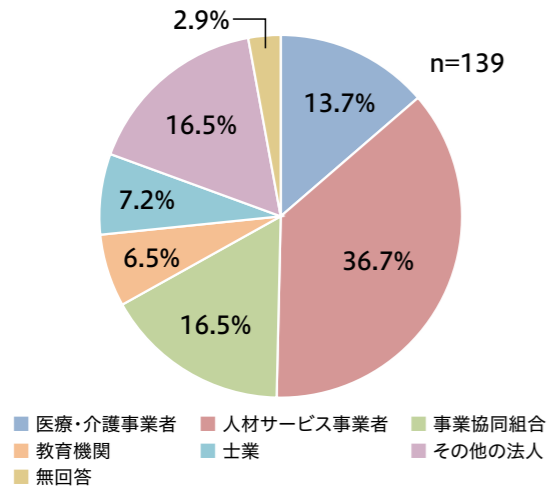
<登録支援機関(全数)の法人格>



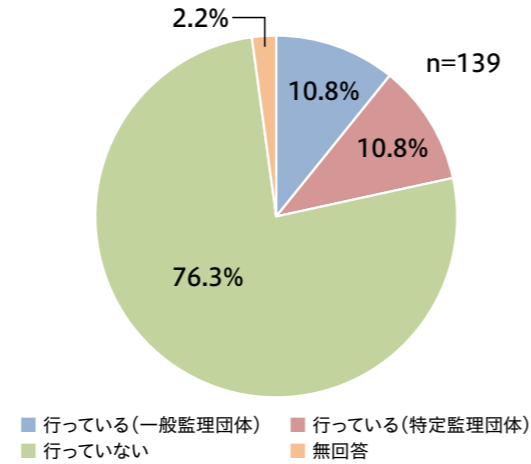
³ 1次アンケートは2021年8月31日現在の登録支援機関登録簿に掲載されていた6,374機関のうち、休止等を除く6,356機関に調査票を発送した。2次アンケートは、一次調査で「介護分野の実績あり」と回答した292機関に調査票を発送した。

また、「人材サービス事業者」を母体とする登録支援機関が多く(36.7%)、技能実習制度に係る監理団体業務を実施せず、特定技能に特化している登録支援機関が多くなっています(76.3%)。

<母体となる親法人・グループの種別>



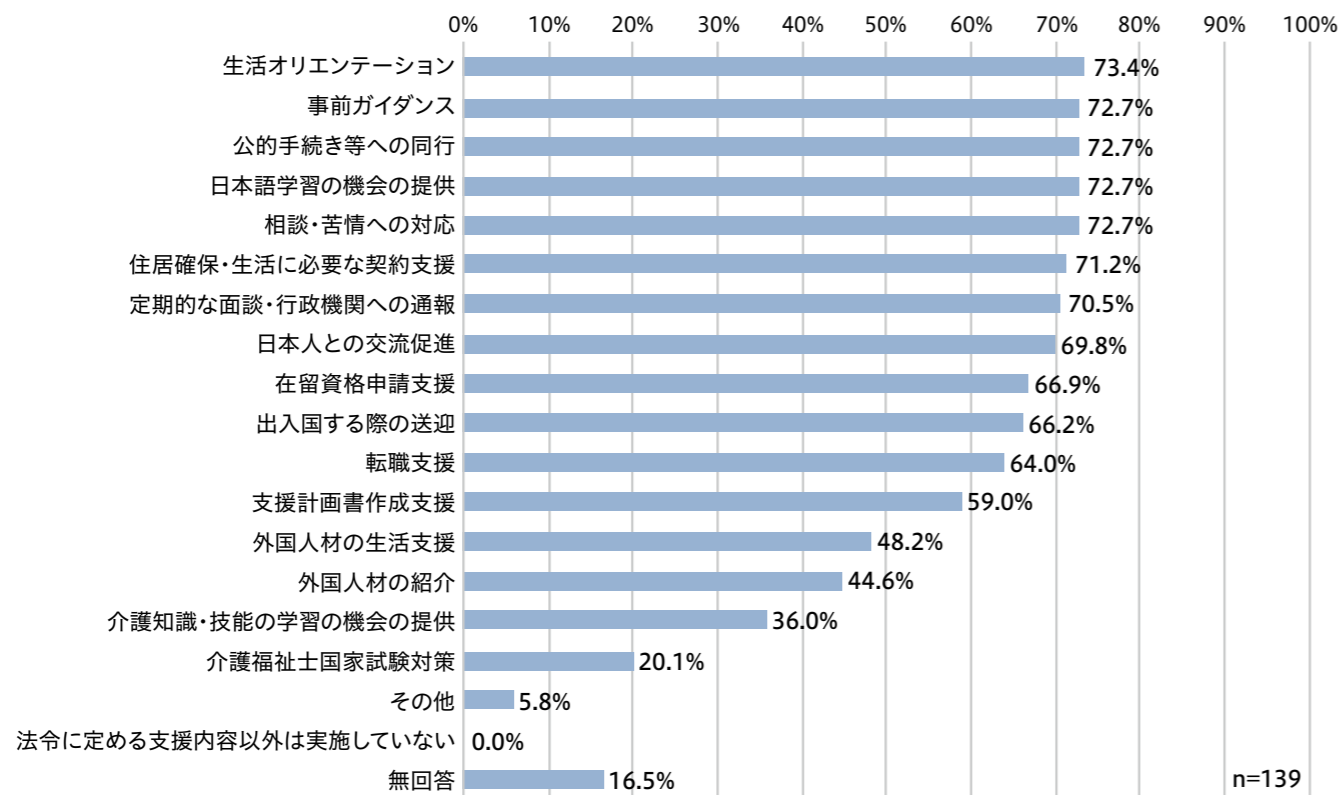
<技能実習制度に係る監理団体業務の実施状況>



■■■ 外国人からの相談・苦情対応を強みとする登録支援機関が多い。■■■

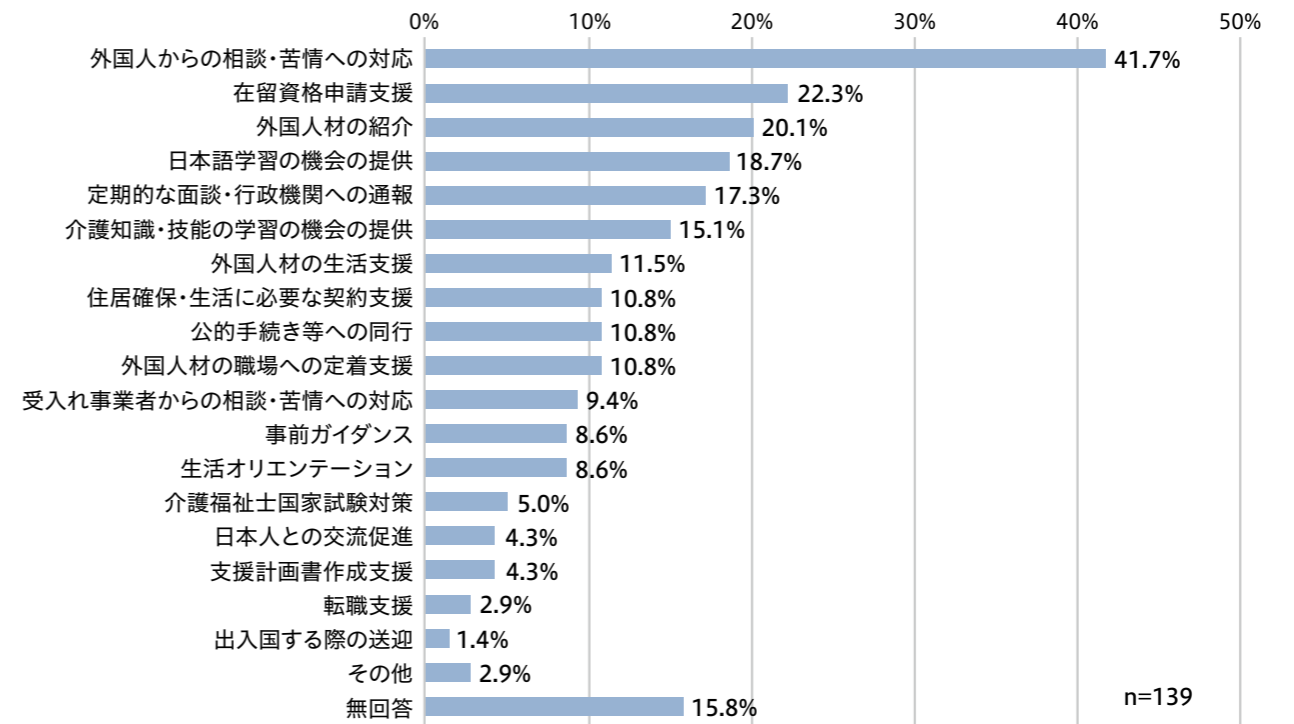
介護分野について登録支援機関が対応している支援内容についてみると、法令に定める支援内容が中心で、「介護知識・技能の学習の機会の提供」(36.0%)、「介護福祉士国家試験対策」(20.1%)の割合は低くなっています。

<介護分野について対応している支援内容>



強みとしている支援内容については、41.7%の登録支援機関が「外国人からの相談・苦情への対応」を挙げています。「日本語学習の機会の提供」(18.7%)、「介護・知識の学習の機会の提供」(15.1%)の割合はやや低くなっています。最近では、異なる強みをもつ登録支援機関が連携してサービスを提供する事例もみられます。(22ページ参照)登録支援機関を利用する際には、その機関の特徴をよく理解した上で、選択する必要があります。

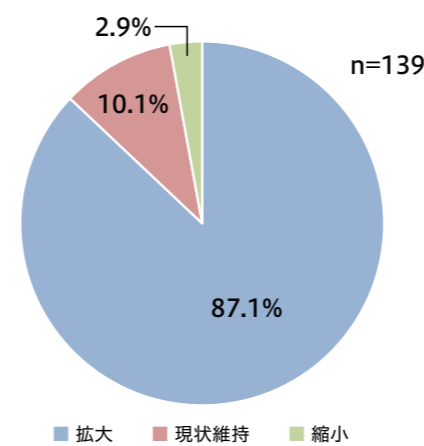
<登録支援機関が強みとしている支援内容>



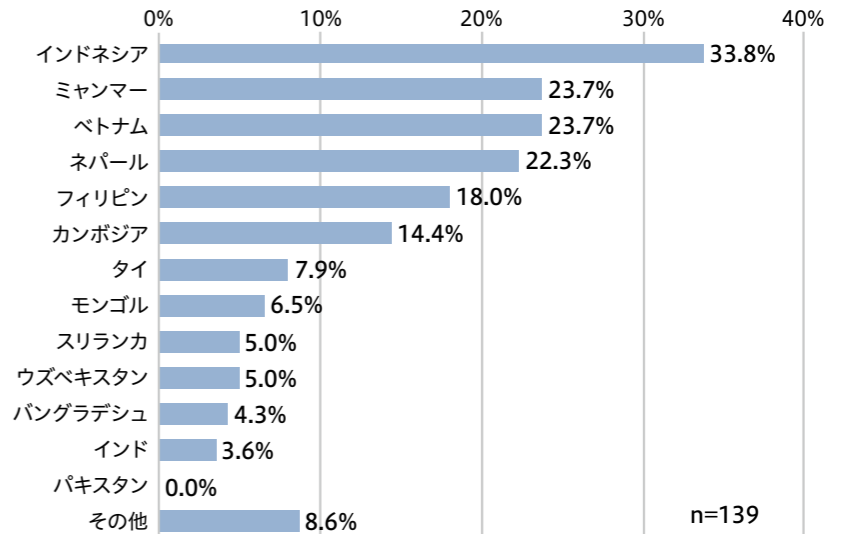
■■■ 今後の受入れを検討している国・地域はインドネシア、ミャンマー、ベトナム ■■■

介護分野の特定技能外国人の受入れに関する今後3年間の方針については、ほとんどの登録支援機関が「拡大」傾向(87.1%)と回答しています。現時点で受入れ人数が最も多い国・地域はベトナム(43.2%)がトップですが、今後の受入れを検討している国では順位が変わり、インドネシアが目立っています(33.8%)。

<介護分野に係る今後3年間の方針>



<今後の受入れを検討している国・地域>



法人内の「グローバル戦略推進委員会」による外国人職員の受入れ

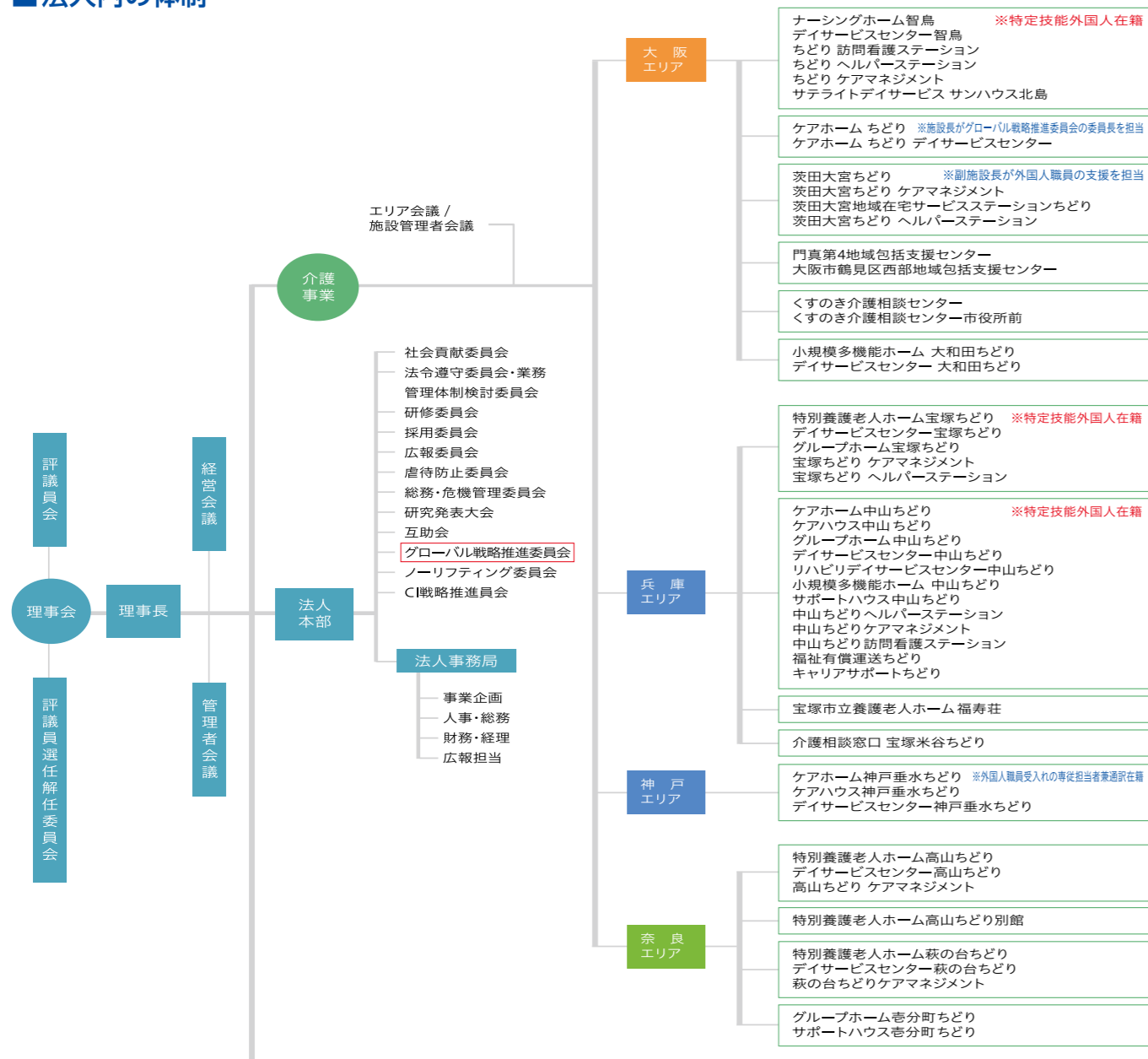
社会福祉法人 晋栄福祉会

〈本社所在地：大阪府門真市、設立：1979年2月、職員数：約1,600人〉

ポイント

- ・社会福祉法人晋栄福祉会(以下「晋栄福祉会」という。)は2020年から特定技能外国人の受入れを開始した(2022年3月現在、3人)。その他、EPA介護職員、技能実習生や留学生も受け入れている。
- ・登録支援機関は利用せず、2015年に法人内に発足した「グローバル戦略推進委員会」が中心となって外国人職員の受入れや支援を実施している。
- ・外国人職員本人のバックグラウンドや将来の希望によって必要な内容が異なるため、よく本人と話し合った上で、適切な学習支援を行っている。

法人内の体制



(出所) 晋栄福祉会資料より作成

1 特定技能外国人受入れの経緯

晋栄福祉会は、2011年からEPA介護福祉士候補者の受入れを開始した。その後も新たな施設の開設に伴い、多くの外国人職員を採用してきた。最近では、その外国人職員を通じて、友人等が直接応募してくるケースも増えている。

2020年には、インドネシア出身の特定技能外国人3人を受け入れ、それぞれ別の施設に配属した。いずれも元EPA介護福祉士候補者で、うち2名は晋栄福祉会での就労経験がある。また、これから入国予定のフィリピン出身の特定技能外国人もいる。フィリピンからの受入れは手続きが煩雑であるが、信頼できる送出国(Lead社)と提携することができている。また、状況に応じて、ベトナム、ミャンマー、ネパール等、その他の国からの受入れも検討している。

2 法人の体制

(1) グローバル戦略推進委員会

2015年、グローバル化に伴う課題に対応するため、「グローバル戦略推進委員会」を立ち上げた。外国人介護職員の受入れや外国籍の保育園児等の対応は、この委員会が対応している。各施設の施設長や担当者が参加し、日頃の情報交換や問題点があれば委員会内でまとめ、上位の会議にあげる流れとなっている。

(2) 長年のノウハウによる細やかな支援

晋栄福祉会は登録支援機関を利用せずに法人内で支援を行っており、各施設・各エリアに支援担当者(兼務)が配置されている。

お祈りの時間の確保などの生活支援は、習慣に

よって配慮すべきことが異なるが、長年の経験で培ってきたノウハウを活かし、本人たちと相談しながら対応している。同じ出身国の先輩職員から説明を受けて、施設の方針を理解してくれることも多い。また、施設内の案内板にインドネシア語、ベトナム語も記載するなど、設備面でも工夫をしている。

住宅支援については、UR賃貸住宅や公営住宅等と法人寮契約を締結している。夜間騒音やゴミ出しへの注意等について同じ出身国の先輩職員に指導してもらっている。

3 教育・学習支援

(1) 本人の背景や希望を踏まえた学習支援

日本語学習は、母国で受けた教育内容、元EPA介護福祉士候補者かどうかによって支援内容が異なる。法人の今後の課題として、支援担当者間で情報共有や互いのフォローをする試みを始めている。

また、介護福祉士国家試験対策などは、本人が目指す将来像により必要な支援が異なるため、本人の希望を確認した上で、また他の職員の状況にも配慮しながら、適切な支援を行っている。

(2) 外国人職員のキャリアアップ

研修制度については、国籍に限らず職員全員が同じ内容を受講することになっている。また、ユニットサブリーダーを務める外国人介護職員が複数施設に存在し、外国人職員のモチベーションアップにつながっている。国籍や在留資格に関係なくキャリアアップができる環境整備をさらに進めていきたいと考えている。

特定技能外国人受入れに関するアドバイス

法人の方針を周知するとともに、支援における課題や対応策を共有するため、法人内の委員会や会議等を活用することは非常に有効です。また、生活支援やキャリア支援については、同じ出身国の先輩職員に指導や支援を担ってもらうようにすると、外国人職員本人も相談しやすく、理解も深まります。特に普段のコミュニケーションが重要で定着にもつながりますので、毎日声かけを行ったり法人でレクリエーションを企画するなど、工夫されるとよいでしょう。

「アシスト制度」によるサポートと登録支援機関による学習支援

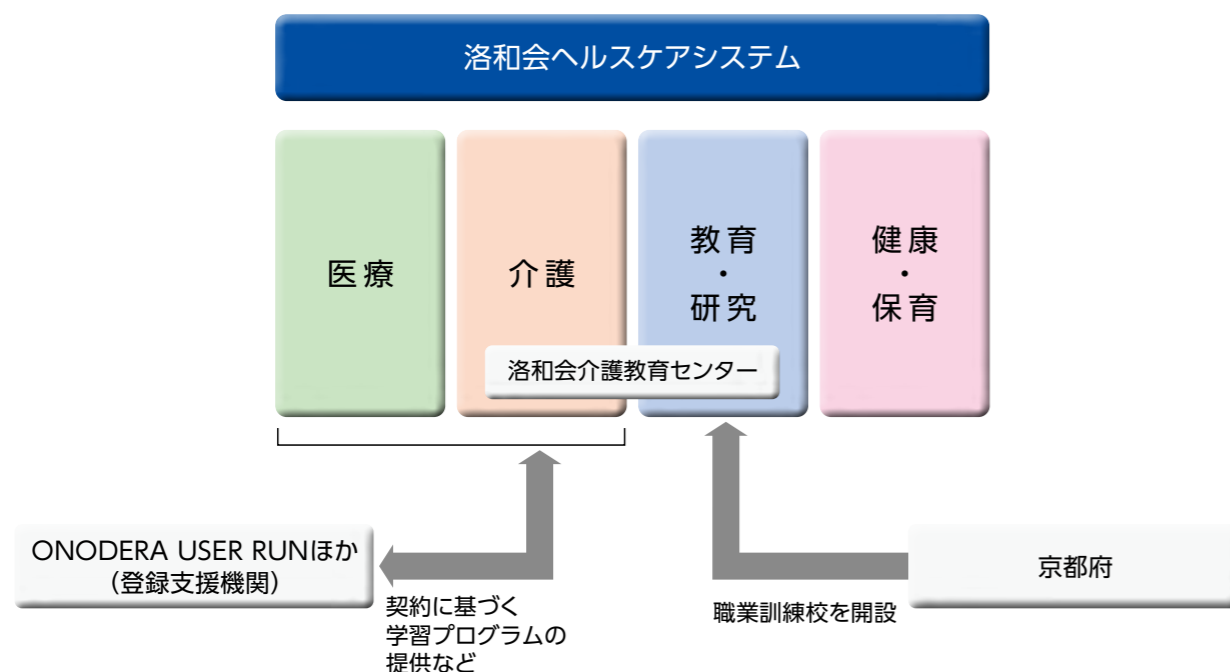
医療法人社団洛和会（洛和会ヘルスケアシステム）

〈本社所在地：京都府京都市、設立：1973年（創立：1950年）、職員数：5,405人〉

ポイント

- ・医療法人社団洛和会（以下「洛和会」という。）は、特定技能外国人（2022年3月現在、4人）をはじめ、EPA介護職員、技能実習生、留学生と様々な在留資格の外国人介護職員を受け入れてきた。
- ・2021年、グループ内に洛和会介護教育センターを設立し、法人内外への研修講座の実施、職業訓練校の開設、研修に使用する動画の作成等を行っている。
- ・無資格または未経験で入職した職員には、**アシスター（サポートスタッフ）**を1人配置する。また、その**アシスターをフォローする担当者**も配置しており、介護施設に入職する特定技能外国人も対象とする。
- ・登録支援機関を活用し、個々のレベルに合わせた学習プログラムを提供している。

■ 洛和会ヘルスケアシステムと各機関との関係



1 特定技能外国人受入れの経緯

洛和会は2011年よりEPA介護福祉士候補者、2020年より特定技能外国人（2022年3月現在、4人）、2021年より技能実習生（2022年3月現在、4人）を受け入れている。過去には留学生の

受入れも行っており、長年にわたり様々な在留資格の外国人介護職員を受け入れてきた。

2 法人の体制

洛和会ヘルスケアシステムは医療、介護、

保育、研究の4つを柱とし、法人内にとどまらず地域の介護職員のキャリアアップを支援している。

2021年4月に設立された洛和会介護教育センターは、職種・雇用形態・キャリアにとられない総合的な学びの場となることを目的とし、初任者研修・実務者研修などを開講している。法人内部の資格取得支援はもちろん、外部の方も受け入れている。また、2021年度には京都府の再就職訓練事業に参加し、介護施設などへの早期就労を希望する無資格の方を対象とする職業訓練校を開設した。

その他、研修に使用する動画の作成も行っている。法人内で作成することで、日本語能力等を配慮した支援を実施できる体制を整えている。

3 教育・学習支援

(1) 無資格または未経験者への支援

2021年度より、無資格または未経験で入職した職員を対象とした「アシスト制度」を設けている。対象者1人につきアシスター1人を配置し、半年間フォローする。

また、このアシスターをフォローする担当者

も配置している。アシスターが主にOJTを行い、担当者がアシスターの教育等を含め全体を管轄するという役割分担がなされている。

対象者とアシスターのコーディネートは洛和会介護教育センターが行っている。慣れない環境や業務で生まれる不安や悩みに対応し、アシスターと共に成長できるよう配慮している。

(2) 学習面における登録支援機関の活用

特定技能外国人の学習面では、登録支援機関の株式会社 ONODERA USER RUN（以下「OUR」という。）が提供するプログラムを利用している。実際に利用している特定技能外国人は、現在介護福祉士国家資格の取得プログラムにて、介護および日本語の学習を受けている。OURが用意している様々な学習コンテンツの中から、YouTubeやZoom等を選択し利用している。特定技能外国人の日本語能力を考慮し、洛和会からOURへ希望の学習レベルや方法などを伝えることもある。上位のレベルに移る際は実力テストを実施するといった細かなサポートを活用することにより、確実なスキルアップを図っている。

\\ 特定技能外国人受入れに関するアドバイス //

特定技能外国人は熱心な方が多く、日本人職員にも良い影響を与えてもらっています。文化の違いなど、お互い理解が必要な場面はあると思いますが、しっかりと話をすることで解決できる問題がほとんどです。日本語の理解力により誤解を生むこともありますので、時には支援機関の通訳の方を交えるなど、コミュニケーションをしっかりと取る事が大切だと思います。

「受入れ機関」兼「登録支援機関」によるノウハウの蓄積と展開

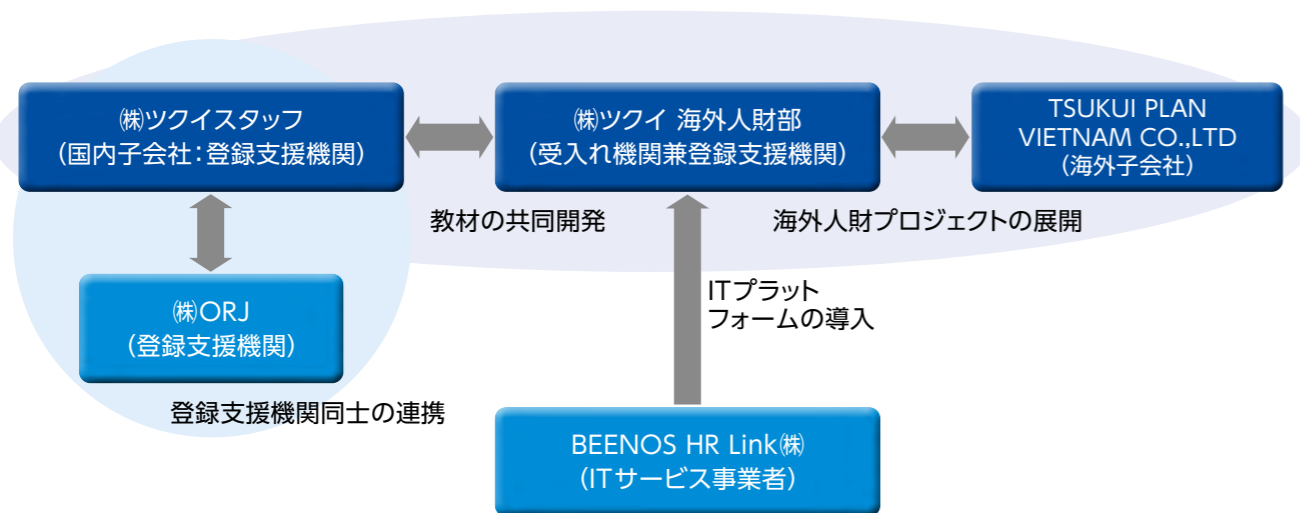
株式会社ツクイ(ツクイグループ)

〈本社所在地:神奈川県横浜市、設立:2020年5月(持株会社体制移行)、職員数:21,600人〉

ポイント

- ・株式会社ツクイ(以下「ツクイ」という。)は海外人財プロジェクトを立ち上げ、2019年から技能実習生、2021年から特定技能外国人の受入れを開始した(2022年2月現在、3人)。
- ・ツクイは介護事業者として**特定技能外国人の受入れ機関であるとともに、登録支援機関の登録**をしている。
- ・特定技能外国人を含む新人職員には、**チューター(新人育成係)**がつくことになっている。また、その**チューターを育成する係も配置**している。
- ・**Eラーニングに注力**しており、グループ会社の株式会社ツクイスタッフ(以下「ツクイスタッフ」という。)と連携し、介護業界専門のEラーニングサービス「E care labo」を展開している。

■ ツクイグループと連携先の関係



■ 1 特定技能外国人受入れの経緯

ツクイグループは1983年から介護事業を開始し、現在では全国で介護サービス(ツクイの介護)を提供している。ツクイでは、2019年にベトナムに駐在員事務所を設け、技能実習生の受入れを開始した(2022年1月に現地法人設立:TSUKUI PLAN VIETNAM COMPANY LIMITED)。

その後、2021年に特定技能外国人3人を採用し、うち2人(ベトナム出身)はデイサービス、

1人(中国出身)は特定施設に配属されている。採用については、留学生アルバイトとしてツクイでの勤務経験があり、本人の希望と介護職としての適性を見極めた上で実施している。雇用のミスマッチを防ぐため、今後もなるべく数か月間のアルバイト期間を経てから特定技能に移行する形をとりたいと考えている。(2022年4月には留学生アルバイト4名増員予定。)

■ 2 グループの体制

(1) 登録支援機関としての取組み

特定技能外国人の受入れにはツクイの海外人財部が直接対応し、出入国の手続きやトラブル等に自社で対応できるよう、社内にノウハウを蓄積している。

また、ツクイ自身が登録支援機関としての登録をしており、業界全体に知識が広まるよう、自社で培ったノウハウを他の介護事業者に提供していく準備を進めている(2022年4月頃からの予定)。

なお、グループ全体で見ると、ツクイはベトナムに特化しており、ツクイスタッフは他の登録支援機関と連携しながら、幅広い国に対応している。例えば、豊富な海外ネットワークをもつ株式会社ORJ(以下「ORJ」という。)との間では、ツクイスタッフが介護事業者の対応や人材教育、ORJが特定技能外国人の確保や支援と、互いの強みを活かしたサービスを提供している。

(2) ICTの活用による業務効率化

多くの介護事業者が課題とする「事務手続きの煩雑さ」に対して、ツクイは特定技能に特化したプラットフォームサービス(名称:Linkus、開発企業:BEENOS HR Link 株式会社)の活用により業務効率化を図っている。このサービスにより、採用から入管申請、面談と報告等の支援業務の進捗状況を一括して管理することが可能

となり、時間と費用のコスト削減につながっている。

■ 3 教育・学習支援

(1) チューターとチューター育成係の配置

事業所では、出身国・地域を問わず、新人職員にはチューター(新人育成係)とそのチューターを育成する係を配置している。チューターに負担が偏らないよう事業所の職員全員で見守り、指導をしているが、チューターの役割を通じて日本人の若手職員の育成にもつながっている。

(2) Eラーニングの活用

ツクイグループはEラーニングに注力しており、メンタルマネジメントなどの分野について、本社でEラーニングの教材を作成、発信している。

また、ツクイとツクイスタッフが連携し、介護業界専門のEラーニングサービス「E care labo」(46テーマ・約850本の研修動画教材)を開発し、他の介護事業者にも展開している。研修動画の撮影は事業所で行うなど、介護現場の実態に合った教材作成に努めている。

「E care labo」は外国人介護職員だけを対象にしたものではないが、分かりやすい動画により研修を行い、職員ごとに知識の理解度を把握することができるため、最近、外国人介護職員向けに使用したいという問い合わせが増えている。

\\ 特定技能外国人受入れに関するアドバイス //

特定技能外国人の受け入れにあたっては、求職者の介護への想いや適性などを見極めるために面接は最低でも3回は行き、複数の面接者の視点や意見を参考にして決定する等、十分な時間を掛けることが必要と思います。

製造業での経験を活かした支援とインドネシア現地法人との連携

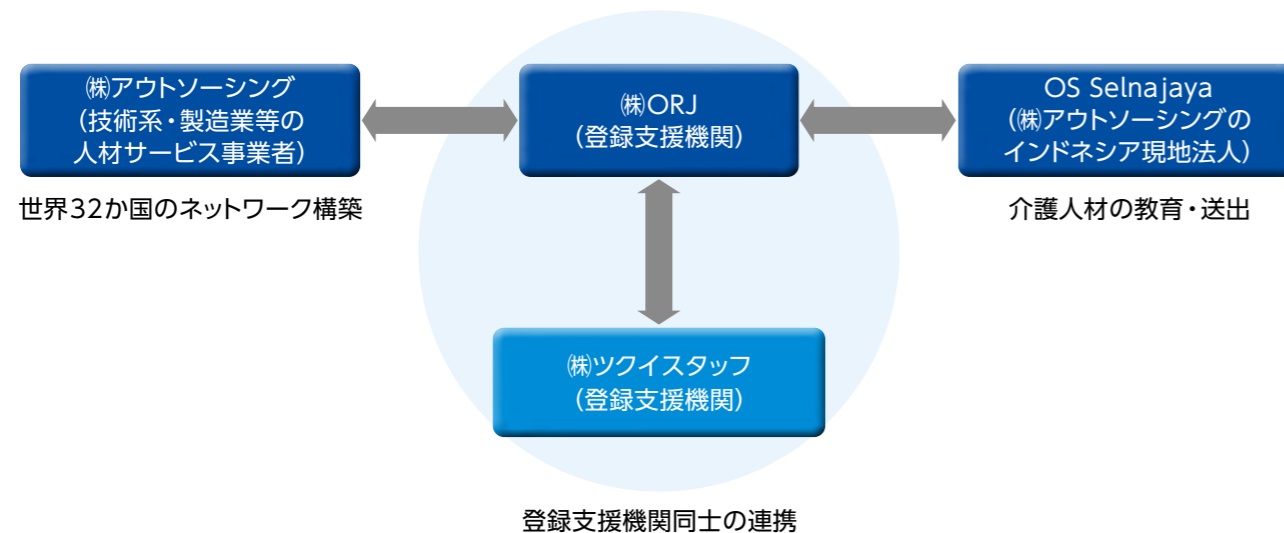
株式会社ORJ(アウトソーシンググループ)

〈本社所在地：大阪府大阪市、設立2008年10月、従業員数：210人〉

ポイント

- 株式会社ORJ(以下「ORJ」という。)は、**製造業における外国人材の受入れ支援で培った豊富な経験と海外ネットワーク**を有する。**他の登録支援機関と連携し**、互いの強みを活かしたサービス展開を図っている。
- 特定技能外国人受入れ後の生活支援に注力し、**専属の通訳者の配置やコールセンターでの相談支援**を行っている。
- グループの**インドネシア現地法人であるOS Selnajayaが介護人材の育成と送**出に取り組んでいる。出国時までにN3取得を目指す日本語教育と、専門のトレーニングセンターにおける実践的な介護知識・技能の教育を行っている。

ORJ(アウトソーシンググループ)と連携先の関係



1 特定技能外国人受入れ支援の経緯

ORJは製造業の人材派遣や請負を主に行うアウトソーシンググループの一員として、製造業を中心に特定技能14分野全ての受入れに対応している。2011年から日本で就労する外国人に対する支援サービスの提供を開始し、2021年3月時点でのサービス提供実績は約22,000名に及ぶ。

介護分野での取組みはまだ1年程度であるが、

今後の重要分野と位置付けており、2021年11月現在、約15法人と支援委託契約を締結している。特定技能外国人数は20名で、うち5名が就労を開始している。

受入れ後の生活支援に力を入れており、ベトナム語、インドネシア語など計11言語において専属の通訳者を配置し、夜間を含めていつでも相談可能なコールセンターを整備している。日本のビジネスマナーや生活文化に関する質問が多いため、

日本人が通訳者を介して内容を把握し、その上で回答を出すことにこだわっている。

2 グループの体制

(1) 海外現地法人との連携

グループのインドネシア現地法人(OS Selnajaya)が介護分野の人材育成と送出を行っているため、インドネシアからの受入れが中心となっている。(ただし、顧客のニーズに応じて他の国にも対応している。)

OS Selnajayaは2015年に技能実習制度の送出国の認可を取得し、2018年に介護専門のトレーニングセンターを設立した。また、2019年にはインドネシアの国家職業資格認証機構(BNSP)より職業別検定機関(LSP)の認定を受けた介護ライセンスセンターを設けている。(特定技能外国人による介護ライセンスの取得は必須ではないが、より質の高い人材を送り出すことに役立っている。)

(2) 登録支援機関同士の連携

ORJは、他の登録支援機関と連携し、互いの強みを活かしたサービス展開を図っている。例えば、介護分野での経験が豊富な株式会社ツクイスタッフとの間では、ツクイスタッフは介護事業者の対応や人材教育、ORJは海外ネットワークと外国人支援の実績を活かし、特定技能外国人の確保や支援を行っている。

3 教育・学習支援

(1) 看護系大学・専門学校からのリクルート

OS Selnajayaは介護人材のキャリアアップの継続的なサポートを目指している。この方針に賛同を得られたインドネシア国内の看護系学校と提携し(140校:2022年3月現在)、卒業生の中から試験・面接に合格した者を特定技能または技能実習の候補生として採用している。候補生は一般教養から看護に関する理論・基礎的な知識・技術を習得しており、病院実習の経験もある人材が多数を占める。

(2) 日本語教育と介護専門トレーニング

出国前の1年間のうち、前半ではN4の取得と規律・習慣・文化の習得、後半ではN3の取得と日本語の会話、介護の基本的な知識・技能の習得を目指した教育を行う。出国時のN3取得率は約80%で、即戦力として働けるよう日本語能力の向上に努めている。

介護専門トレーニングについては、日本の学校法人や企業と連携し、理論と実技を合わせたプログラムを実施している。希望があれば、受入れ機関の担当者が現地にて直接対面で講習を行うことも可能としている。(新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて再開予定。)

特定技能外国人受入れに関するアドバイス

特定技能は制度上必要な「義務的支援」がありますが、本当に必要な支援には義務も任意も関係ありません。特定技能外国人の皆さんに必要な支援を提供し、所属機関と連携しながら多文化共生・地方創生につながる活動が重要です。本当に必要な支援とは何かを考え、特定技能外国人の皆さんが安心して生活できる環境作りに取り組んでいきましょう。

独自の学習システムの構築と海外4か国での学校運営

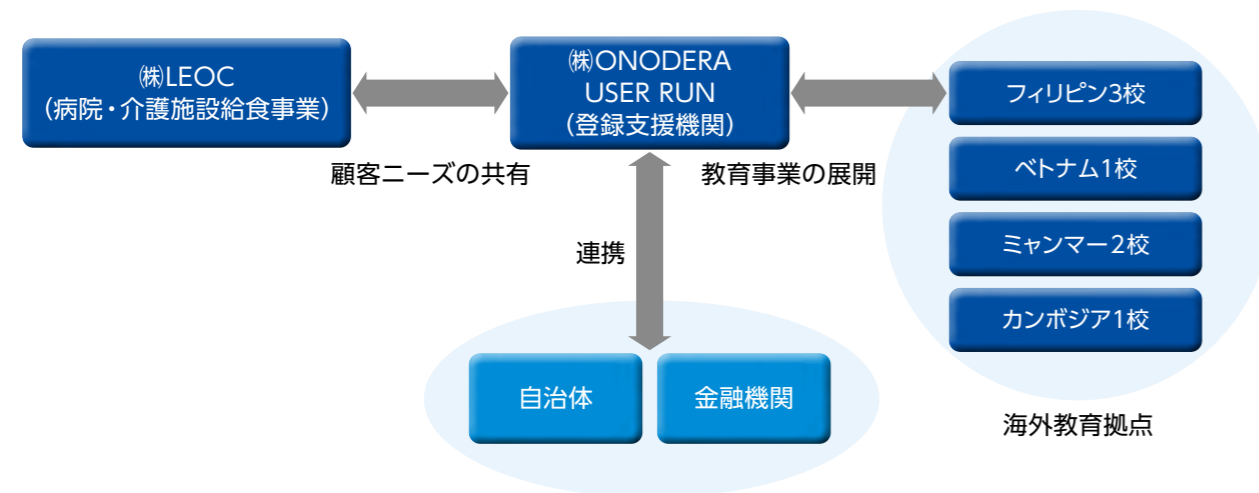
株式会社ONODERA USER RUN (ONODERA GROUP)

〈本社所在地：東京都千代田区、設立2016年11月、職員数：107人〉

ポイント

- ・株式会社 ONODERA USER RUN (以下「OUR」という。)は、2018年7月より東南アジアにて**特定技能を目指す外国人を対象とした教育事業**を開始した。入校前に教育方針や授業内容を説明することにより、入校後にミスマッチの生じないよう工夫をしている。
- ・人材教育から人材紹介、入職後の定着支援などに至るまで、**ワンストップで対応できる支援体制**を整えている。また、定着には地域での取組みも重要と考えており、地域のイベント立案や魅力発信など、**各自治体や地域の金融機関との連携**を進めている。
- ・独自の**介護福祉士国家資格取得のオンライン学習プログラム**を有している。入職年数を目安に日本語レベルおよび学習内容を設定し、介護福祉士国家資格取得までサポートしている。

OUR (ONODERA GROUP) と連携先の関係



1 特定技能外国人受入れ支援の経緯

OURはONODERA GROUPのグループ会社で、中核企業の株式会社LEOCは病院や介護施設等の給食事業を行っている。介護分野を中心に、特定技能外国人の人材紹介、支援業務を行っており、技能実習の監理団体業務は実施していない。これまで合計15法人45名の紹介入社実績がある。(2022年3月現在)。その他、事前ガイダンス、入国前の支援業務等に関する

支援委託契約締結は180施設、523名に及ぶ。特に教育面に力を入れており、新規入国での紹介においては、現地に設立した学校で6か月以上の教育を受けた人材を紹介している。国内での紹介においてはOURでの面接を経てから法人へ紹介している。いずれの採用についても、入職後は独自の学習システム「OUR College」にて継続して学習を提供している(登録支援先のみ)。

2 グループの体制

(1) 海外での教育事業

OURは2016年6月より海外での事業、2018年7月より特定技能を目指す外国人を対象とした教育事業を開始した。現時点で東南アジア4か国において計7つの学校を運営している。学生数は2,756名、うち1,223名が特定技能試験に合格している(2022年3月現在)。授業料はとらず無償にすることで、家庭環境にかかわらず意欲ある人材を集め、また金銭トラブルを防ぐことが出来ている。入校前には本人との面接に加え、保護者対象の学校説明会、入校前教育を実施しており、教育方針や授業内容を十分に説明している。また「介護」の概念についても事前に説明を行うことにより、入校後にミスマッチが生じないように留意している。

(2) ワンストップでの支援体制

人材教育や紹介から入職後の定着支援などに至るまで、全て自社で対応できる体制を整えている。書類作成のサポートや有人チャット等を活用した生活支援など内容も多岐に渡る。地方銀行やJリーグチームとの特定技能人材に係るビジネスマッチング契約の締結や、地方自治体や関係協会等との連携セミナー開催なども進めている。

3 教育・学習支援

(1) 各分野の専門家による支援体制

介護福祉士の経験年数が20年以上の職員や、日本語教育の専門家等が在籍しており、独自のカリキュラムや学習システムの構築を担当している。教材も自社で制作し、日々ブラッシュアップを重ねている。また、EPA介護職員として日本での就労経験をもつ職員もおり、日本の介護現場について授業で伝えることができる体制を整えている。

(2) レベルに応じた学習ツールの活用

OURでは週1回日本語と介護のオンライン授業を提供している。学習ツールは、eラーニング、介護福祉士模擬試験などがある。受入れ機関の希望や特定技能外国人の学習レベルを把握した上でサポートすることで受講者のキャリアアップを図っている。自社独自に実施している介護福祉士国家資格取得のオンライン学習プログラムでは、入職年数を目安に日本語レベルおよび学習内容を設定している。上位のレベルへ移る際は実力テストを実施し、内容が理解できていることを確認している。本人学習、進捗管理、フィードバックを繰り返すことにより、介護福祉士国家資格取得までの学習をサポートしている。

特定技能外国人受入れに関するアドバイス

団塊の世代が75歳以上になる2025年がすぐそこまで来ています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えて、外国人職員の採用・育成、そして定着の取組みがこれからますます重要になります。外国人職員の受入れによって職場全体に良い影響を与え、よりよい介護サービスが提供できるよう、取り組んで頂きたいと思っております。

フィリピン人材専門のコンサルティング会社と登録支援機関の連携

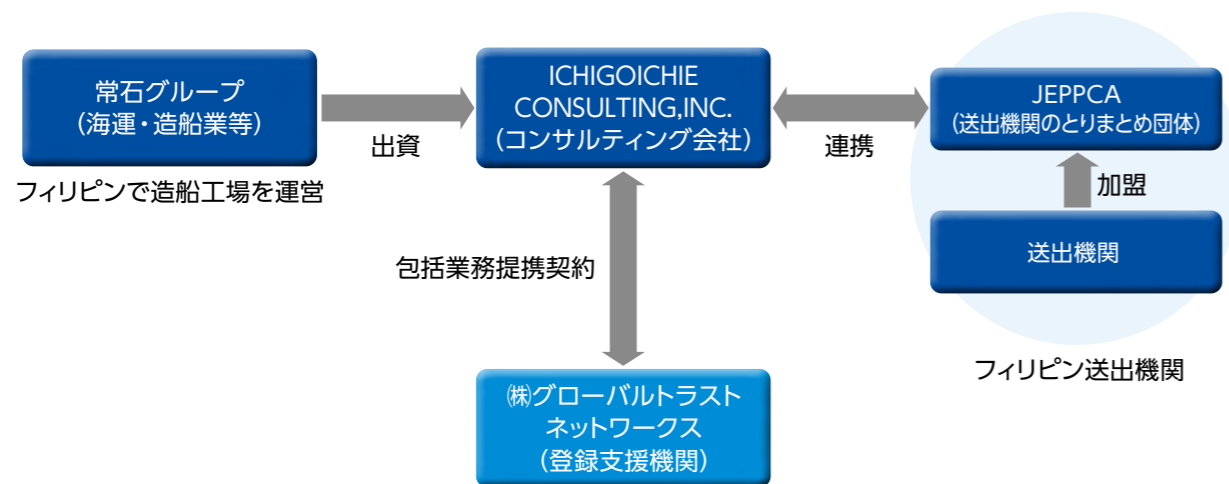
ICHIGOICIE CONSULTING,INC. (常石グループ)

〈本社所在地：フィリピンセブ州ラプラプ市、創業2018年8月、従業員数：12人〉

ポイント

- ・ ICHIGOICIE CONSULTING,INC. (以下「ICHIGOICIE」という。)は、**フィリピン人材専門のコンサルティング会社**で、フィリピン(本社)と広島県に拠点を持っている。
- ・ 海運・造船業での経験を活かし、**フィリピンの送出国と日本の受入れ機関の仲介役**を担っており、多くの送出国(76社)と連携している。
- ・ **国内の登録支援機関と連携**し、出国前教育から送出国、日本での支援をワンストップでサポートできる体制を整えている。

ICHIGOICIE (常石グループ)と連携先の関係



1 特定技能外国人受入れ支援の経緯

ICHIGOICIEは、海運・造船業など多様な事業を展開する常石グループが出資した、フィリピン人材専門のコンサルティング会社である。セブ島のラプラプ市に本社、広島県福山市に日本支店があり、日本国内では有料職業紹介の許可を受けている(34-ユ-300508)。POLO(駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所)の申請手続きの代行サービスも実施している。

特定技能については、14分野すべてに対応している。地元広島でも人材不足が顕著なこと、海外から日本の高齢化社会を見て、介護業界に貢献したいと考えたことから介護分野に進出した経緯がある。

また、技能実習生の送出国にも対応しているが、フィリピン国内では特定技能の人気の高き、賃金の面で本人のメリットが大きいため、特定技能を推奨している。

2 法人・グループの体制

(1) フィリピン送出国との連携

フィリピンの送出国と日本の受入れ機関の仲介役を担っており、フィリピン政府が認定する送出国236社(2021年4月20日現在)の30%以上の76社が加盟する送出国の団体であるJEPPCAと連携している。現在、送出国に登録されている人材のデータベースを構築中である。

送出国を選ぶ際は、コンプライアンス、これまでの実績、体制、マネジメント層の人物像、スタッフの働きぶり、顧客からの質問に対するレスポンスの速さ、POEA(フィリピン共和国海外雇用庁)からの情報等を重視している。

(2) 登録支援機関との連携

ICHIGOICIEは株式会社グローバルトラストネットワークス(以下「GTN」という。)と包括業務提携契約を締結し、フィリピンでの介護人材教育から送出国、日本での人材紹介・就労支援をワンストップでサポートできる体制を整えている。

GTNは、外国人専門の賃貸住宅保証事業、生活サポート事業、アルバイト・就職紹介事業等

を行う登録支援機関であり、主にフィリピンからの介護人材の受入れ支援に取り組んでいる。どのように外国人材を日本の介護現場に定着させていくか、長期的な視野をもって取り組む方針が互いに一致し、セミナー開催等の啓蒙活動も共同で実施している。

3 教育・学習支援

(1) LMSやスマートフォンアプリの活用

出国手続きにかかる約4か月間を活用して、日本語や日本のビジネスマナーのトレーニングをしている。LMS(学習管理システム)やスマートフォンアプリを活用し、「介護現場においてどのようなコミュニケーションが行われているか」という観点からオンラインコンテンツを選んでいく。

(2) 学習の習慣化の工夫

介護の勉強をする習慣を身につけることが重要と考え、看護学部の卒業生以外には「Caregiving NCI」の取得を勧めている。また、日本の介護における「自立支援」について、フィリピン人には理解しづらい面があるため、特に丁寧に現地語で説明している。

特定技能外国人受入れに関するアドバイス

人手不足の解消のみを目的とするのではなく、特定技能外国人を通じた異文化との出会いを契機として、マニュアルの整備など業務改善の機会にも繋げていただくと日本人職員にも働きやすい職場になっていくでしょう。また、施設・事業所での就労だけにとどまらず、地域の生活者としての視点を忘れずに、特定技能外国人と地域社会との共生をすすめていただくことが人材の定着・戦力化に繋がると思います。

外国人材の深い理解に基づくキャリア教育としての介護福祉士養成

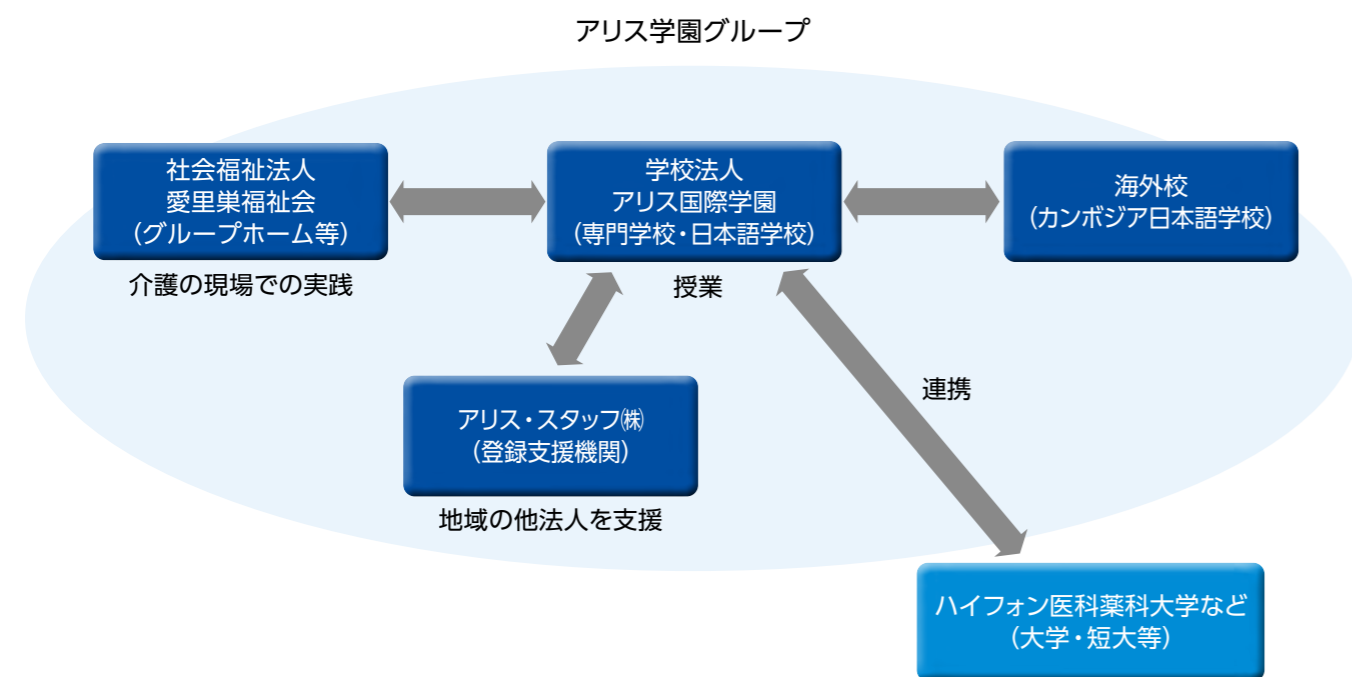
学校法人アリス国際学園 (アリス学園グループ)

〈本部所在地：石川県金沢市、設立1992年1月、教職員数：34人〉

ポイント

- ・学校法人アリス国際学園は、日本語学科、介護福祉学科を併せ持つ専門学校で、外国人介護福祉士国家試験合格者数全国第1位の実績を有する。
- ・海外校の運営等を通して外国人材に募集の段階からアプローチを図るとともに、海外の教育制度やカリキュラムに精通している。
- ・介護福祉士国家試験合格をキャリア教育の一環として捉え、介護分野の次世代のリーダーを育成している。

アリス学園グループの体制



1 外国人介護福祉士養成の実績

学校法人アリス国際学園 (以下「アリス国際学園」という。) は、専門学校アリス学園金沢本校 (以下「金沢校」という。)、専門学校アリス学園加賀校、アリス日本語学校横浜校を運営している。日本語学科、介護福祉学科を併せ持つ一貫した教育が特徴である。また、金沢校には福祉研修センターを併設し、実務者研修や介護

福祉士国家試験対策講座等を実施している。

令和2年度に実施された「第33回介護福祉士国家試験」では、金沢校の留学生29名が受験し、うち24名が合格した (合格率82.8%)。これは外国人介護福祉士国家試験合格者数全国第1位の実績で、合格率においても養成校新卒留学生の全国平均34.1%を大きく上回っている。

2 法人・グループの体制

(1) 学校法人と社会福祉法人を中心とした国内運営
アリス学園グループは、アリス国際学園と社会福祉法人愛里楽福祉会を中心に、医療・福祉・介護分野に特化した人材サービス会社 (アリス・スタッフ株式会社)、協同組合や設備会社を運営している。

グループ内での学校法人と社会福祉法人の連携は、介護福祉士養成の上で大きな効果を発揮している。外国人留学生は授業での学びに加えて、介護の現場での経験を積むことができる。また、アリス・スタッフ株式会社は、登録支援機関としての登録もしている。

(2) 海外3か国における人材教育

カンボジア、ベトナム、インドネシアの3か国において、人材教育に取り組んでいる。カンボジアには、2018年、日本語学校を設立した。学生の進路は留学や技能実習等、介護分野に限らず多岐に渡る。ベトナムでは、ハイフォン医科薬科大学と提携し、日本語教育に携わるとともに、ベトナムの看護師教育の実態や政府の方針等を研究している。インドネシアでは、大学等に働きかけ、教育内容や学生の意識等の把握に努めている。

これらの取組みにより、外国人材に募集の段階から直接アプローチを図り、学生の知識レベルなどを見極めた上で留学生を受け入れている。また、海外の教育制度やカリキュラムを熟知した上で、日本における教育方法を確立している。

3 教育・学習支援の特徴

アリス国際学園では、介護福祉士国家試験の合格を卒業後の人生を含めたキャリア教育の一環として捉えている。介護分野における次世代のリーダー育成を目的に、日々の授業の質向上を図っている。

(1) 介護分野の次世代リーダー育成

介護福祉士国家資格取得を目指すのは、卒業後に介護分野のリーダーとして活躍するためであることを学生本人及び教職員と共有している。介護福祉士国家資格を取得し介護技術の根拠を理解した上で業務にあたることは本人が自信をもって働くことに繋がり、職場でも専門職として認められるようになる。

(2) 日々の授業の質の維持・向上

介護福祉学科の1年目から、試験合格を意識したテストの実施や、空き時間等で学ぶ習慣を身につけるための環境を整備している。日本語学科入学時から「自立」をテーマとしているため、環境を整備すれば自ら学ぶことができる学生が多い。また「生きる力」を養うため、アクティブラーニング (能動的学修) を取り入れている。「考える力」や「対話する力」を身につけ、業務の中で自ら問題解決を図ることができる人材を育成している。

特定技能外国人受入れに関するアドバイス

特定技能という限られた期間の中で、転職や帰国を考える人もいれば、キャリアアップのために国家試験合格を目指す外国人もいる。希望や特性をきちんと見極め、特定技能でも養成校卒業生でも採用する側とされる側の描くキャリアプランが一致していること、そのプランにあった支援をすることが重要だと考えます。

特定技能に関する各国別情報 (https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00106.html)

	フィリピン	カンボジア	ネパール	ミャンマー	モンゴル	スリランカ
国内連絡先	駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所 (POLO Tokyo) 在大阪フィリピン共和国総領事館労働部門 (POLO Osaka) * 1	駐日カンボジア王国大使館	駐日ネパール大使館	駐日ミャンマー連邦共和国大使館	モンゴル労働・社会保障サービスセンター	駐日スリランカ民主社会主義共和国大使館
現地連絡先	フィリピン共和国海外雇用庁 POEA: Philippine Overseas Employment Administration	カンボジア王国労働職業訓練省 MoLVT: The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia	ネパール労働・雇用・社会保障省雇用管理局 MoLESS: Japan Unit, Department of Foreign Employment	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局 MOLIP: Department of Labour, Immigration and Population of the Republic of Myanmar	モンゴル国労働・社会保障サービス総合事務所 GOLWS: General Office for Labour and Social Welfare Services	スリランカ民主社会主義共和国海外雇用局 SLBFE: Sri Lanka Bureau of Foreign Employment/ DGM - Training, Recruitment and Marketing
送出国との募集取決め	有 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004710.pdf	有 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004573.pdf	無	有 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004572.pdf	有: モンゴル政府 (GOLWS) が唯一の送出国機関	無
人材募集・雇用	人材紹介は送出国機関を通じて行う必要がある。 送出国機関と受入機関とで「募集取決めの締結」が必要。 ※日本国内での雇用であっても送出国機関と「募集取決めの締結」が必要。	・新規入国者の人材紹介や雇用契約締結は、送出国機関を通じて行う必要がある。 ・日本国内在留者の場合は、送出国機関を通さず採用活動を行うことも可能	・送出国機関の利用は任意 ・駐日ネパール大使館に求人申込を提出することも可能 (有料)	・新規入国者の人材紹介や雇用契約締結は、送出国機関を通じて行う必要がある。 ・日本国内在留者の場合は、直接採用活動を行う。	・新規入国者は、GOLWSと双務契約を締結が必要 (職業紹介業者による双務契約の締結も可) ※双務契約締結により「特定技能モンゴル人候補者表」の情報入手可 (有料) ・日本在留者の場合は双務契約の締結は不要	・送出国機関の利用は任意
受入機関の対応	・POLO等への登録申請を行い、審査を受ける。(英語での面接もあり、登録支援機関等外部業者による代理実施は不可) ・POLO等発行の書類を元に、送出国機関を通じてPOEAに登録される。 ・日本国側の手続き (在留資格申請等) において、フィリピン側の書類の提出は不要。	・日本国側の手続き (在留資格申請等) において、送出国機関を通じてMoLVTから発行される登録証明書の提出が必要	・日本国側の手続き (在留資格申請等) において、ネパール側の手続きに関する証明書類の提出は不要	・日本国側の手続き (在留資格申請等) において、ミャンマー側の手続きに関する証明書類の提出は不要	・日本国側の手続き (在留資格変更許可申請) において、GOLWSからの登録証明書を参考資料として提出する。	・日本国側の手続き (在留資格申請等) において、スリランカ側の書類の提出は不要
本人の対応	・POEAより海外雇用許可書 (OEC) の発行を受ける。 ※出国時に空港等でOECの提示が必要。 ※日本国内採用者であっても、一時帰国から戻る際にOECの提示が必要となる。 ・海外労働社福祉庁 (OWWA) による出国前オリエンテーションの受講・健康診断の受診 (申込は送出国機関が行うこと)	・新規入国者は、出国前オリエンテーションを受講する。 ・日本国内在留者は、送出国機関に登録証明書発行手続きの依頼をする。在留資格変更申請にて、登録証明書の提出が必要となる。	・MoLESSに海外労働許可証の発行を申請 ※出国時に空港等で、海外労働許可証の提示が必要 ※日本国内採用者であっても、一時帰国から戻る際に海外労働許可証の申請が必要 ・新規入国者は、出国前オリエンテーションの受講、指定医療機関での健康診断受診、海外労働保険への加入及び海外労働者社会福祉基金への支払い (Migrant Worker's Welfare Fund) が求められる。	・MOLIPに海外労働身分証明書 (OWIC) の発行を申請 ※出国時に空港等で、海外労働許可証の提示が必要	・新規入国者は、GOLWSへの求人者として登録申請、査証申請代理手続きを委任する。 ・GOLWSが実施する出国前研修を受講する。 ・日本国内在留者の場合でもGOLWSに雇用契約等の登録手続きが必要	・出国前オリエンテーション (2日間程度) の受講 ・オンラインにてSLBFEに海外労働登録を行う。 ※日本国内在留者の場合でもSLBFEに海外労働登録を行う。
現地開催*2	4か所にて実施 ・Manila2か所 / Cebu/Davao	2か所にて実施 ・Phnom Penh 2か所	1か所 ・Kathmandu	1か所 ・Yangon	1か所 ・Ulaanbaatar	1か所 ・Colombo

*1 管轄地域は以下の通りです。※就業先が基準となります。
(POLO Tokyo) 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、山梨、沖縄 (POLO Osaka) 左記以外の府県
*2 開催状況はプロモトリックHPにてご確認願います。

	インドネシア	ベトナム	バングラデシュ	ウズベキスタン	パキスタン	タイ	インド
国内連絡先	駐日インドネシア共和国大使館	駐日ベトナム社会主義共和国大使館労働管理部	駐日バングラデシュ人民共和国大使館	駐日ウズベキスタン共和国大使館	駐日パキスタン・イスラム共和国大使館	駐日タイ王国大使館労働担当官事務所	駐日インド大使館
現地連絡先	インドネシア共和国労働省労働市場開発局 Directorate of Labour Market Development, Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia	ベトナム社会主義共和国労働・社会問題省海外労働管理局 DOLAB: Department of Overseas Labour, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs	バングラデシュ人民共和国海外居住者福利厚生・海外雇用省 Ministry of Expatatriates' Welfare and Overseas Employment	ウズベキスタン共和国労働関係省 Ministry of Employment and Labour Relations of the Republic of Uzbekistan ウズベキスタン共和国・雇用労働関係省付属対外労働移民庁 Agency of External Labour Migration under the Ministry of Employem	パキスタン・イスラム共和国移住者・海外雇用局 Bureau of Emigration and Overseas Employment	タイ王国労働省雇用局 Overseas Employment Administration Office, Department of Employment, Ministry of Labour	未公開
送出国との募集取決め	無	有 https://www.moj.go.jp/isa/content/930006286.pdf	無	無	無	有 https://www.moj.go.jp/isa/content/930006019.pdf	無
人材募集・雇用	・送出国機関の利用は任意 ※但し、政府が管理する「労働市場情報システム (IPKOL)」に登録して求人することを強く希望 (無料) ※自社の技能実習生を引き続き雇用する場合は不要	・送出国機関との間で、労働者提供契約を締結	・(2022年3月時点) バングラデシュ政府送出国機関の利用は必須ではない。 ※但し、バングラデシュの制度に変更ある場合は、判明次第出入国在留管理庁のHPにて公開	・送出国機関の利用は任意 ・民間の送出国機関又は雇用・労働関係省対外労働移民庁との間で人材募集に係る契約を締結 ・本人との直接契約も可能	・送出国機関の利用は任意	・送出国機関の利用は任意	・送出国機関の利用は任意
受入れ機関の対応	・日本国側の手続き (在留資格申請等) において、インドネシア側の書類の提出は不要	・日本国側の手続き (在留資格申請等) において、ベトナム側政府から発行される推薦者の提出が必要。 ※新規入国者は、送出国機関を通じて、DOLABから推薦者表を発行される。 ※日本国内在留者の場合は、本人又は受入機関等が駐日ベトナム大使館に推薦者表の手続きを行う。申請時点で取得している在留資格によって、必要有無が異なるため要確認。	日本国側の手続き (在留資格申請等) のみ ※但し、バングラデシュの制度に変更ある場合は、判明次第出入国在留管理庁のHPにて公開	日本国側の手続き (在留資格申請等) での必要な手続きのみ	日本国側の手続き (在留資格申請等) での必要な手続きのみ	・受入機関は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所から雇用契約書等を提出し、認証を受ける必要がある。 ・送出国機関等を利用せず雇用する場合は、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所にて雇用契約書等と在留資格認定証明書の写しを提供する。 ・受入機関もしくは本人が、入国後15日以内に来日報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出する。	・新規入国者及び受入機関は、eMigrateに登録 (任意)
本人の対応	・在留資格認定証明書交付後、査証申請前に海外労働者システム (SISKOTKLN) にオンライン申請を行い移住労働者証 (E-KTKLN) を取得 ※日本在留者の場合でもE-KTKLNの取得が必要	※日本国内在留者の場合は、本人又は受入機関等が推薦者表の手続きを行う。なお、申請時点で取得している在留資格によって、必要有無が異なるため要確認。新規入国者は、送出国機関を通じて、DOLABから推薦者表を発行される。	日本国側の手続き (在留資格申請等) のみ ※但し、バングラデシュの制度に変更ある場合は、判明次第出入国在留管理庁のHPにて公開	日本国側の手続き (在留資格申請等) での必要な手続きのみ	日本国側の手続き (在留資格申請等) での必要な手続きのみ	・タイ王国労働省に駐日タイ王国大使館労働担当官事務所から認証された雇用契約書等を提出し、出国許可の発行を申請し許可を得る。 ・受入機関もしくは本人が、入国後15日以内に来日報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出する。	・新規入国者及び受入機関は、eMigrateに登録 (任意)
評価分野における技能 評価試験開催*2	8か所 ・Jakarta 3か所 / Surabaya/Bandung/Yogyakarta/Medan/Semarang	未実施 (2022年3月時点)	未実施 (2022年3月時点)	1か所 ・Tashkent	未実施 (2022年3月時点)	1か所 ・Bangkok	1か所 ・Gurgaon

特定技能外国人に関する情報一覧

情報の内容	掲載内容	掲載先	HP
制度について 知りたい	特定技能制度	出入国在留管理庁	https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html 
	介護分野における特定技能外国人の受入れについて	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html 
	特定技能総合支援サイト	出入国在留管理庁	https://www.ssw.go.jp/ 
試験について 知りたい	介護分野における特定技能評価試験	株式会社プロメトリック	http://ac.prometric-jp.com/testlist/nc/index.html 
	日本語能力試験 (JLPT)	国際交流基金 / 日本国際教育支援協会	https://www.jlpt.jp/ 
	日本語基礎テスト (JFT-Basic)	国際交流基金	https://www.jpf.go.jp/jft-basic/ 
相談先を知りたい	外国人在留支援センター (FRESC)	出入国在留管理庁	https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html 
	介護分野における特定技能外国人無料相談窓口	公益社団法人国際厚生事業団 外国人介護人材支援部	https://jicwels.or.jp/fcw/ 0120-118-370 

介護分野における特定技能制度 説明動画

公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) のホームページでは、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する理解を深めていただくことを目的として制作された介護分野に特化した特定技能制度に関する説明動画を視聴できます。

動画は9つの章で構成されており、それぞれの章は約10分前後となっています。特定技能制度の概要だけでなく、必要となる試験や入国・在留申請手続きの流れ、就労前および就労後の支援計画などをわかりやすく説明していますのでご活用ください。

ホームページ

<https://jicwels.or.jp/fcw/seminar/2021>



YouTube プレイリスト <第1章～第9章が順に再生されます。>

<https://www.youtube.com/watch?v=y9zlh29ghlg&list=PL4olpiicnltUTRNlpuq6EZqGty5XVUfv4>



介護分野における特定技能協議会

在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れる法人・機関は、初めて介護分野の特定技能外国人を受け入れた場合、当該特定技能外国人を受け入れた後4か月以内の間に「介護分野における特定技能協議会」に加入いただき、加入後は本協議会が行う活動に対して必要な協力を行うなどしなければなりません。

本協議会では、入会している法人・機関を通して介護分野で働く特定技能外国人の状況等を把握し、特定技能制度の運用状況、受入実績等や制度にかかわる情報を加入された法人・機関に提供しています。なお、加入費用は発生いたしません。

加入については、特定技能外国人を受け入れる法人・機関のみが対象となります。(登録支援機関は対象外です。)

加入申請は以下の URL からアカウント申請手続きからお願いします。

入会審査完了後に入会証明書が発行されます。

<https://www.kyoukai-shinsei.net/GetAccount>

JICWELS

令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
 「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究」
 － 検討委員会 委員名簿 －

(敬称略、座長を除き五十音順)

	お名前	所属・役職
座長	白井 孝子	学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校 副学校長
委員	伊藤 優子	学校法人東日本学園 北海道医療大学 先端研究推進センター 客員教授
委員	小川 玲子	国立大学法人千葉大学大学院 社会科学研究院 教授
委員	小野 努	公益財団法人国際人材協力機構 実習支援部職種相談課 課長
委員	門廣 繁幸	一般社団法人アジアヒューマンサポートセンター 理事長
委員	高橋 恵介	株式会社グローバルトラストネットワークス 特定技能推進担当部長
委員	濱田 和則	社会福祉法人晋栄福祉会 理事長

オブザーバー：厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

事務局：公益社団法人 国際厚生事業団

MEMO

特定技能外国人とともに育つ よりよい職場づくり 特定技能外国人の受入れに必要な支援に関するガイドブック

— 2022年3月発行 —

発行 公益社団法人 国際厚生事業団
住所 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡銀七ビル3F
電話 03-6206-1262
Mail fcw@jicwels.jp

本ガイドブックは、令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究」
において作成されたものです。
